

(農林業センサス)

審査メモで示された論点（客体定義・把握、経営体調査項目）に対する回答

(H30. 6. 1 農林水産省大臣官房統計部センサス統計室)

1 農林業センサスの変更

(2) 調査対象の属性的範囲の変更

(論点_審査メモP2)

[1 - (2) - 1]

1 現行の農林業経営体の定義設定の考え方・根拠は何か。

1 2005年農林業センサス以降、経営体という概念で次のとおり調査対象と下限を定義してきた。農林業経営体の定義とは、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が下表に定める規模以上の農業
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施する者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

表 1 物的指標

露地野菜作付面積	15アール
施設野菜栽培面積	350平方メートル
果樹栽培面積	10アール
露地花き栽培面積	10アール
施設花き栽培面積	250平方メートル
搾乳牛飼養頭数	1頭
肥育牛飼養頭数	1頭
豚飼養頭数	15頭
採卵鶏飼養羽数	150羽
ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

2 2000年3月策定の「食料・農業・農村基本計画」及び2001年10月策定の「森林・林業基本計画」において、効率的かつ安定的な農林業経営の育成を図る施策等が全面的に打ち出され、大きな政策転換が行われた。

3 これに伴い、2005年農林業センサスより、これまでの農家・林家という世帯を中心に把握していた調査から、経営体（一定規模以上の農林産物の生産又は委託を受けて農林業作業を行う者）という概念を持ち込み農林業の経営が的確に把握できるような調査に見直した。

- 4 この際、調査対象の下限は、これまでの経年変化が見られるように、経営体として販売活動を目的としている農家、すなわち販売農家の下限（経営耕地面積 30 アール又は農産物販売金額 50 万円）とした。
- 5 なお、50 万円の農産物販売金額の下限基準は、経営体として同じ生産規模があるにもかかわらず調査対象期間の農産物価格の変動に左右され調査対象であるか否かが変わってしまうので、上の表にあるとおり物的指標（農産物販売金額 50 万円に相当する作付面積、飼養頭羽数等）に変更した。

2 主要な行政施策等において利活用されている農林業経営体の定義は、どのようになっているか。

1 農林水産省において、事業や施策の対象としている農業者や経営体等の範囲は下表のとおり。

表2 事業や施策の対象としている農業者や経営体等の範囲

項目	具体的内容	根拠
農業協同組合への参加資格	農業協同組合ごとに定められている定款による(例えば、 <u>10アール以上</u>)	農業協同組合法第12条(農業協同組合模範定款)
農業者年金の加入	①国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)、②年間60日以上農業に従事、③60歳未満の3つを全て満たす方。(農業経営者はもとより、配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入することが可能。農地の権利名義を持たない施設経営や畜産経営の農業者も加入することが可能。)	農業者年金基金法
耕地目的での農地の権利取得の許可	・原則：権利取得後の面積が <u>50a</u> (北海道2ha) 以上 ・特例：地域の实情に応じて、農業委員会が別途の面積を定めることが可能(平均規模が小さい地域では <u>10a</u> 以上で設定可能、担い手が不足している地域では10a未満でも設定が可能)	農地法第3条 農地法施行規則第17条
農作物共済への加入	・当然加入：水稲20~40アール(北海道は30~100アール)、麦10~30アール(北海道は40~100アール)以上を耕作している農家は自動加入 ・任意加入：上記以外の農家でも、申込みにより水稲、陸稲及び麦を合わせて <u>10アール</u> (北海道は30アール) 以上耕作している人は任意加入可能	農業保険法
収入保険制度の対象者	青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者(個人・法人)	農業保険法
経営安定所得対策への加入	認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件はない)	経営所得安定対策等実施要綱

2 上表のとおり、各種施策や事業等の加入要件とも、農業者や経営体等の下限条件は低く設定されている状況である。

3 農林業を取り巻く環境の変化や行政施策等における利活用状況を踏まえ、農林業経営体の定義について、見直しを行う余地はないか。

- 1 論点2の回答にあるとおり、各種施策等の加入要件とも、農業者や経営体等の下限条件は低く設定されている。つまり、零細の農業者も農業施策の対象となっているということである。
- 2 また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成29年12月8日改訂)では産業政策と地域政策を車の両輪として推進しており、農業・農村においては、大規模経営体のみならず、零細の農業者も地域維持に重要な役割を果たしており、施策の重要な対象となっている。
- 3 このような中で、農業者の生産構造、就業構造を把握するに当たり、現行の農林業センサスにおける下限基準を引き上げて調査すれば、施策の対象となっている零細の農業者を把握することができず、施策の企画・立案や施策効果の検証に大きな支障が出てくる。
- 4 このため、2020年農林業センサスにおいても経営体の定義はこれまでと同一の定義で実施することを予定している。

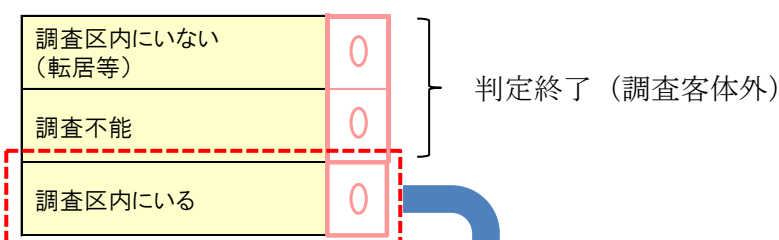
4 調査対象となる農林業経営体について、統計調査員は具体的にどのように判定を行っているのか。当該判定に用いている客体候補名簿はどのようなものか。

1 調査客体の判定は、統計調査員が客体候補名簿に記載された判定項目に従って、客体候補に対する面接聞き取りにより行う。

2 具体的には、農業経営体及び林業経営体の定義に則した以下の項目により判定を行っている。

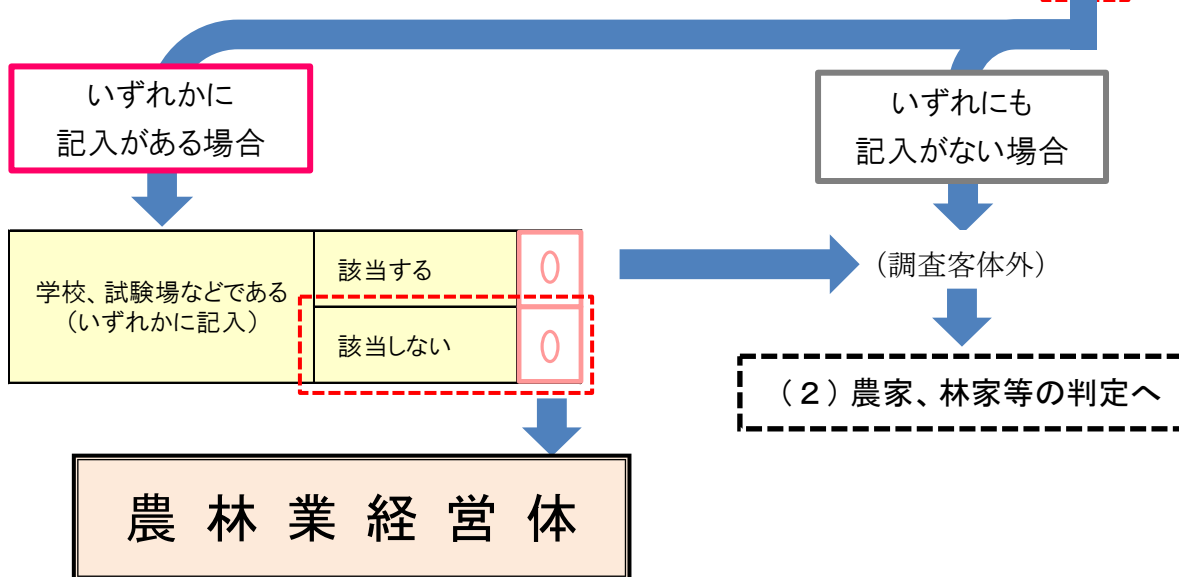
(1) 農林業経営体の判定

① 客体候補の所在確認等



② 農林業経営体の基準判定

農業	経営耕地面積が30a以上である		0
	右下の表(物的指標)に示す規模以上の経営を営んでいる		0
	農作業及び選果選別等の受託(農業サービス)を行っている		0
林業	保有山林面積が 3ha以上で	過去5年間に育林又は伐採を行っている	0
		2015年を計画期間に含む 「森林施業計画」又は「森林経営計画」を作成している	0
	委託を受けて造林・保育を行っている		0
委託を受けて又は立木を購入して200m ² 以上の素材生産を行っている		0	



(2) 農家、林家等の判定（農林漁業経営体の基準を下回った場合）

現在の土地に関わる状況を記入してください。	(ha)		(a)	
	(町)	(反)	(町)	(反)
所有している面積（すでに、山林・原野化した耕地は含みません。） (田・畑・樹園地の面積の合計)	8	8	8	8
うち、貸している耕地 (1年のうち、1作だけの期間を貸し付け、残りの期間を自らが利用した耕地は除く。)	8	8	8	8
うち、耕作を放棄している面積 (過去1年以上作付けしておらず、数年の間に再び作付けする考えのない土地)	8	8	8	8
借りている耕地 (1年のうち、1作だけの期間を借り入れ、残りの期間を貸し主が利用した耕地は除く。)	8	8	8	8
経営耕地面積((14)-(15)-(16)+(17))	8	8	8	8
保有山林面積 (所有している山林のうち、貸している山林を除き、借りている山林を含めた面積)	8	8	8	8

過去1年間の 農産物販売金額が (いずれかに記入)	販売なし又は 15万円未満	0
	15万円以上 50万円未満	0

「林家」及び「林家以外の林業事業体」とは、保有山林面積1ha以上に該当するものをいう。

「農家」及び「農家以外の農業事業体」とは、経営耕地面積10a以上又は販売金額15万円以上に該当するものをいう。

- 5 今回調査で使用する客体候補名簿については、前回調査等における課題・問題点等を踏まえ具体的にどのような見直しを行う計画か（新たな客体候補名簿は、どのような様式か。）。
- 6 新たな客体候補名簿については、調査対象となる農林業経営体の的確かつ効率的な把握の観点からみて、改善の余地はないか。

1 2015年農林業センサスの客体候補名簿を用いた判定については、少しでも調査員、客体の負担軽減に向けた改善を図りたいと考えている。

ただし、客体候補名簿における客体判定で、判定誤り等の問題は生じていない。

2 今回の客体候補名簿については、地方自治体からの見直し要望も踏まえ、2015年客体候補名簿から、以下の項目を削除した上で、調査員による調査客体候補からの聞き取りがスムーズに行えるよう項目配置を見直して作成することとしている。

① 農業生産を行う組織経営への参加

(家族による経営である場合)→いずれかに記入

「農業生産を行う組織経営」に参加している	組織の営農活動に従事している	0
	組織の営農活動に従事していない	0

② 1世帯複数経営

世帯の中で複数の経営を行っている	0
------------------	---

③ 新規出現

過去5年間に経営を(いずれかに記入)	新たに開始	0
	以前から実施	0

④ 土地(貸借している耕地)

現在の土地に関わる状況を記入してください。	(ha)		(a)	
	(町)	(反)	(町)	(反)
所有している面積(すでに(田・畑・樹園地の面積の) (継続) も含みません。)	0	0	0	0
うち、貸している耕地 (1年のうち、1作だけの期間を貸し付け、残りの期間を自らが利用した耕地は除く。)	0	0	0	0
うち、耕作を放棄している (過去1年以上作付けしておらず (継続) 考えのない土地)	0	0	0	0
借りている耕地 (1年のうち、1作だけの期間を借り入れ、残りの期間を貸し主が利用した耕地は除く。)	0	0	0	0

この様式は調査員の方が聞き取りにより記入してください。

秘

2015年農林業センサス 農林業経営体調査 客体候補名簿

	都道府県	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	客体番号
名称						
基本指標番号						
修正がある場合→	○	○	○	○	○	○
	町丁・字・番地・号				ビル・マンション等名(階、号室まで)	
住所又は所在地						
修正がある場合→						
経営体の名称				経営主の氏名(代表者)		
修正がある場合→				修正がある場合→		
郵便番号		-		電話番号		
修正がある場合→	○	○	○	-	○	○

注：電話番号は、「-」(ハイフン)を除いて市外局番から左づめで記入してください。

調査客体の状況について、いずれかに記入してください。

調査区内にいない(転居等)	(1)	○
調査不能		○
調査区内にいる		○

調査はここで終了となります。

(調査区内にいる場合)→いずれかに記入

家族による経営である (以前に農家または林家であった方や、家族による経営を法人化している場合もこちらに該当します)	前回		○
家族による経営でない (集落営農等の組織経営を代表(経営)している方)		(2)	○

注：1人暮らしまたは家族の中で1人で農業や林業を行っている場合も「家族による経営である」としてください。

(注意) 家族による経営でない場合
○当該経営とは別に、家族としてなど農業や林業の経営を他にも行っているかどうかを聞き取ります。
○他にも経営を行っている場合は、その経営体が客体候補一覧表に記載されているか確認します。

(家族による経営である場合)→いずれかに記入

「農業生産を行う組織経営」に参加している	組織の営農活動に従事している	(3)	○
	組織の営農活動に従事していない		○

注：農業サービスのみを行う組織経営に参加している場合を除きます。また、「営農活動に従事」には構成員として従事する以外にオペレータ等として雇われている場合を含みます。

(注意) 参加している場合
○参加している組織経営の分を除き、家族による経営の内容に基づき、裏面の判定を行ってください。
○なお、その方が、参加している組織経営体の代表者である場合は、その組織経営体が客体候補一覧表に記載されているか確認します。

((3)を記入後)→該当する場合に記入

世帯の中で複数の経営を行っている	前回	●	(4)	○
------------------	----	---	-----	---

注：世帯の中で、例えば「親」と「子」が収支を独立させて別々に農業や林業の経営をしている場合に「行っている」としてください。

○複数の経営がある場合でも、調査票については、世帯として1枚に記入するよう説明してください。

削

除

当該経営について、引き続き裏面の判定を進めてください。

(5)～(11)で該当するものすべてに記入してください。

		前回		
農業	経営耕地面積が30a以上である	(5)	0	
	右下の表(物的指標)に示す規模以上の経営を営んでいる	(6)	0	
	農作業及び選果選別等の受託(農業サービス)を行っている	(7)	0	
林業	保有山林面積が3ha以上で	過去5年間に育林又は伐採を行っている	(8)	0
		2015年を計画期間に含む「森林施業計画」又は「森林経営計画」を作成している	(9)	0
	委託を受けて造林・保育を行っている	(10)	0	
	委託を受けて又は立木を購入して200m ³ 以上の素材生産を行っている	(11)	0	

学校、試験場などである (いずれかに記入)	該当する	(12)	0
	該当しない		0

((12)で「該当しない」に記入がある場合)

過去5年間に経営を (いずれかに記入)	新たに開始	(13)	0
	以前から実施		0

削除

削除

削除

現在の土地に関わる状況を記入してください。	前回数	(a)	(ha)	(a)
	(畝)	(畝)	(町)	(反)
所有している面積 (すでに、山林・原野化した耕地は含みません。) (田・畑・樹園地の面積の合計)	(14)	8	8	8
うち、貸している耕地 (1年のうち、1作だけの期間を貸し付け、残りの期間を自らが利用した耕地は除く。)	(15)	8	8	8
うち、耕作を放棄している面積 (過去1年以上作付けしておらず、数年の間に再び作付けする考えのない土地)	(16)	8	8	8
借りている耕地 (1年のうち、1作だけの期間を借り入れ、残りの期間を貸し主が利用した耕地は除く。)	(17)	8	8	8
経営耕地面積((14)-(15)-(16)+(17))	(18)	8	8	8
保有山林面積 (所有している山林のうち、貸している山林を除き、借りている山林を含めた面積)	(19)	8	8	8

		前回	
過去1年間の 農産物販売金額が (いずれかに記入)	販売なし又は 15万円未満	(20)	0
	15万円以上 50万円未満		0

- 露地野菜作付け面積が15a
- 施設野菜栽培面積が350m²
- 果樹栽培面積が10a
- 露地花き栽培面積が10a
- 施設花き栽培面積が250m²
- 搾乳牛飼養頭数が1頭
- 肥育牛飼養頭数が1頭
- 豚飼養頭数が15頭
- 採卵鶏飼養羽数が150羽
- プロイラー年間出荷羽数が1,000羽
- その他調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円に相当する事業の規模

No.																				

7 客体候補名簿により把握される情報については、本調査の対象とならない農家・林家を含め、我が国の農林業の全体像を捉える上で有用な情報と考えられるが、客体候補名簿を用いた集計・分析は行われているのか。利用されている場合、更なる有効活用や役割の明確化を図る必要はないか。

1 客体候補名簿は、調査客体となり得る候補者（客体候補）を整理し、調査期日現在で調査客体に該当するかを、統計調査員が正確かつ容易に判別するために使用する様式との位置づけである。

2 客体候補名簿で客体判定の際に付带的に得られた情報は、これまでも調査票情報と併せて集計し、総農家数、総林家数、土地持ち非農家数、総耕地面積、耕作放棄地面積、経営組織に参加する農家数などとして集計、公表してきたところである。

3 客体候補名簿により把握した情報は、これまでのように有効活用を図る考えである。

(3) 調査事項の変更（農林業経営体調査票）

ア 農業・林業経営における労働力のよりの確な把握

(ア) 内部労働力を把握する調査事項の追加・変更等

① 雇用者以外の役員や構成員の従事状況を把握する調査項目の充実【団体経営】

(論点_審査メモP7)

[1-(3)-ア-(ア)-①-1]

1 本調査事項の結果は、これまで具体的にどのような行政施策に利活用されてきたのか。今回の変更により、今後、具体的にどのような利活用の増進が見込まれるのか。

1 これまで、団体経営体については、男女別の、従事日数別従事者数を調査することで、団体経営体における就業状況を把握していた。また、この項目により総労働投下量を算出し、これを指標に経営内容を分析することで団体経営体の生産構造の把握を行ってきており、施策の基礎資料として活用されていた。

しかしながら、団体経営体と個人経営体を統一的に見た集計・分析は不足しており、この改善が一層求められていた。

2 団体経営体が農業生産の担い手として大きくシェアを拡大する中で、今後は、団体経営体の内部労働力についても、これまでの個人経営体で把握していた年齢、性別、従事日数別といった調査事項と同様に把握する。こうしたことで、労働力を統一的に把握し、団体と個人をあわせた農業経営体全体の統計、あるいは、比較した統計を作成することが可能になる。

3 団体経営体と、個人経営体の労働力の実態を、統一的に、あるいは比較しつつ明らかにすることで、今後の、食料・農業・農村基本計画をはじめとした各種施策の検討の基礎資料として利活用の増進が見込まれる。

2 今回の労働状況等の把握に当たり、年間従事日数60日を基準として設定している理由・エビデンスは何か。60日以上と60日未満に区分して把握した結果について、どのように集計・分析を行うのか。

3 本調査事項の変更は、利活用ニーズを踏まえ、改善の余地等はないか。

1 団体経営体には、集落営農組織のような経営体が含まれるが、この経営体の構成員には、①オペレータとして基幹作業を担う場合、②全く作業に従事せず農地の出し手である場合、③補助労働に限定する場合など様々である。これらの全ての構成員について、性別、生年月、従事日数階層の労働力状況を把握することは調査客体にとって大きな負担となると考えている。

2 そのため、調査客体の負担軽減を考慮して、経営主以外は60日以上従事した者についてのみ記入することとしている。これは、①60日以上従事者の9割以上は基幹的農業従事者であること、②昭和17年農家経済調査以来、年間平均60日の農業労働が投下されることにより1人が最低限生活できるという考え方で農業就業者の規定に60日という区分が設定されていることを理由としている。

3 年間従事日数が60日以上に従事者については、個人経営体の基幹的農業従事者の集計と同様に、年齢階層別の従事者数や従事日数階層別従事者数などの集計を行い、個人経営体と合算することで農業経営体全体の労働力の状況を詳細に把握・分析することが可能となる。

また、60日未満の従事者数については、60日以上に従事者とあわせて従事した人の総数を集計することが可能であり、個人経営体の従事者数とあわせて農業経営体全体の労働力総量の状況を明らかにすることとしている。

4 個人経営体と団体経営体の労働力を統一的に把握することで、農業経営体全体の労働力の状況を明らかにすることが可能となり、現在の基幹的農業従事者の利活用状況を踏まえると、各種施策を検討する際の基礎資料としても必要かつ適切なデータを提供できるものと考えている。

② 農業生産関連事業への従事日数を把握する調査項目の追加【個人経営・団体経営】
(論点_審査メモP7) [1-(3)-ア-(ア)-②-1]

1 本調査項目で把握した結果については、どのような集計・分析を行う計画か。

- 1 農業生産関連事業への従事日数を把握することにより、農業生産関連事業の従事日数規模別の従事者数や、農業に従事した人のうち、農業生産関連事業にも従事した人などの集計が可能となり、経営体の農業の従事状況との関連性も含めた農業生産関連事業への従事状況の分析を行う計画である。
- 2 また、農業生産関連事業の売上金額と個人経営体であれば世帯員、団体経営体であれば経営主・役員等の農業生産関連事業への従事状況の分析が可能となり、農業生産関連事業へ労働力をどの程度投下しているかといった状況の把握も可能となる。

(論点_審査メモP7) [1-(3)-ア-(ア)-②-2]

2 本調査項目の結果は、6次産業化の推進を図る中で、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。利活用の観点からみて、改善の余地はないか。

- 1 これまでは、農業生産物の付加価値向上への取組状況として農業生産関連事業の販売金額のみを捉えてきた。
- 2 しかしながら、農業経営体においては、農業生産のみでなく農業生産関連事業も含めた経営方針の下、経営の安定化や労働力の確保といった一体的な経営が実践されている。
このため、今回から農業生産と同様に、農業生産関連事業に係る労働力も販売金額に加えて把握し、農業経営体の経営構造の全体像を的確に捉え、6次産業化推進施策に係る基礎資料として提供することとしている。
- 3 農業の成長産業化や、地域資源を活用した新たな産業創出をねらいとする6次産業化施策推進において、これらの投下労働力の統計項目によって別途把握する農業生産関連事業の種類別売上額などと併せて、経営構造など、様々な観点から分析が可能であり、利活用の観点から大幅な改善が図られると考えている。

③ 農業経営の継承状況を把握する調査項目の追加【個人経営】

(論点_審査メモP8)

[1-(3)-ア-(ア)-③-1~3]

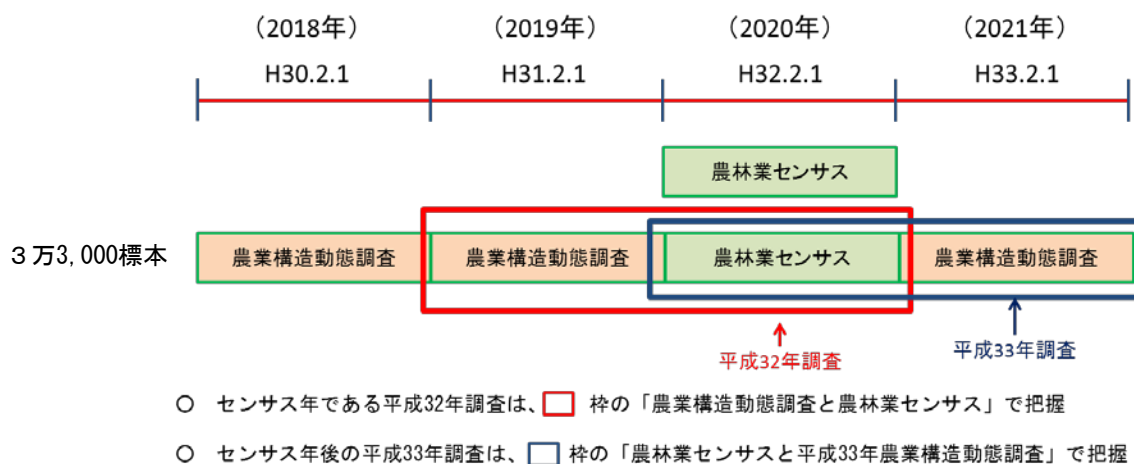
- 1 本調査項目の結果は、多様な担い手の育成・確保という行政施策等の中において、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。
- 2 調査体系上、本調査と新規就農者調査は、どのような関係にあるのか。本調査項目の結果については、新規就農者調査における該当項目の推計にどのように利活用されるのか。
- 3 利活用の観点からみて、改善の余地はないか。

1 新規自営農業就農者については、農林水産業・地域の活力創造プランにおいて「新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」を目標としている。この目標の達成に向けて、親元で就農する新規自営農業就農者の中でも特に農業経営に強い意欲のある①新たに親の農業経営を継承、②親の農業経営とは別部門を新たに開始した者を把握することは、新規就農者の施策検討の基礎資料として活用される。

2 農林業センサスと新規就農者調査との関係

- (1) 新規就農者調査は、2015年農林業センサスを母集団として実施している「農業構造動態調査票」(約3万3千標本)では、過去1年間の生活の主な状態を調査しているため、当該年と前年の2か年分の調査票を用い、世帯員の過去2年間の生活の主な状態を捉え、この変化により、新規自営農業就農者を把握しているところである。
- (2) 2020年農林業センサス実施年(平成32年2月1日)は、農業構造動態調査を休止するため、2020年農林業センサス結果と前年の農業構造動態調査により、世帯員の2年間の生活の主な状態を捉え、この変化により、新規自営農業就農者を把握する予定としている。
- (3) 本調査項目については、特に農業経営に強い意欲のある①新たに親の農業経営を継承、②親の農業経営とは別部門を新たに開始した者を新規自営農業就農者の内訳として推計し利活用するものである。

図2 センサス実施年における就業状態の調査手法について(案)



3 本調査項目については、新規就農者調査において必須とされる調査事項をセンサスで代替するものであり、必要かつ適切なものとなっていると考えている。

④ 地域の集落営農組織への参加状況を把握する調査事項の追加【個人経営】

(論点_審査メモP8)

[1-(3)-ア-(ア)-④-1、2]

- | |
|---|
| 1 本調査事項の集計結果は、具体的にどのような行政施策での利活用が見込まれているのか。 |
| 2 利活用の観点からみて、改善の余地はないか。 |

- 1 効率的な農業経営を目的に集落営農を立ち上げ、地域の農家が集落営農に参加する状況にあるが、①基幹作業の多くを集落営農に依存する形で参加する場合や、②自らも農業経営を継続しつつ、作物によっては集落営農に参加している場合や、③全く集落営農とは関係せず規模拡大を行い農業経営を行っている場合もあるなど、地域の農業構造は多様化している。
- 2 こうした地域実態の中、集落営農とは関係せずに経営しているのか、農業経営を継続しつつ集落営農に参加しているのか、参加している場合はオペレータとして集落営農に関わっているのか等、農家の集落営農との関わり方を把握することで、地域における集落営農の展開や担い手の確保・育成に係る施策の基礎資料として活用することを見込んでいる。
- 3 農業経営の法人化を見据えた集落営農の組織化を推進している中であって、地域農業における担い手農家の参画状況と変化が明らかになるため、必要かつ適切と考えている。

⑤ 世帯主との続柄を把握する調査項目の削除【個人経営】

(論点_審査メモP9)

[1-(3)-ア-(ア)-⑤-1]

1 本調査項目で把握した結果については、これまでどのような集計・分析が行われてきたのか。

本調査項目は、販売農家における家族経営構成を把握するための調査項目であり、その推移は、下表のとおり。

表3 家族経営構成別農家数の推移（販売農家）

単位：戸

区 分	販売農家 (計)	一 世 代		二 世 代		三 世 代	
		家 族 経 営	一 人 家 族 経 営	夫 婦 家 族 経 営	家 族 経 営		親 子 家 族 経 営
2005 年 (H17 年)	1,963,424	1,225,836	530,945	686,326	686,779	682,041	50,809
構 成 比 (%)	100.0	62.4	27.0	35.0	35.0	34.7	2.6
2010 年 (H22 年)	1,631,206	1,103,982	532,542	563,961	482,289	479,079	44,935
構 成 比 (%)	100.0	67.7	32.6	34.6	29.6	29.4	2.8
2015 年 (H27 年)	1,329,591	918,161	442,813	468,130	380,651	377,395	30,779
構 成 比 (%)	100.0	69.1	33.3	35.2	28.6	28.4	2.3
増減率							
2010年/2005年 (%)	△ 16.9	△ 9.9	0.3	△ 17.8	△ 29.8	△ 29.8	△ 11.6
2015年/2010年 (%)	△ 18.5	△ 16.8	△ 16.8	△ 17.0	△ 21.1	△ 21.2	△ 31.5

資料：農林水産省「農林業センサス」より

- 2 本調査項目の結果は、具体的にどのような行政施策に利活用されてきたのか。
- 3 個人経営体における経営の担い手の的確な把握等、利活用の観点からみて、削除による支障等は生じないか。

- 1 本調査項目は、販売農家内の労働力の世代構成を明らかにすることにより、後継候補者の確保状況を明らかにしてきた。
- 2 しかし、高齢化等による農家の減少が続く中、地域農業の継承は必ずしも農家の継承ということではなく、法人化や集落営農といった、組織化も含めた農業経営体全体における経営の継承が重要となっている。
- 3 このため、農業の担い手に関する基礎資料としては、③農業経営の方針決定に関わっている世帯員の把握、【2】3 後継者の確保状況、【2】1(4)の地域の集落営農組織への参加など、他の項目の充実を図っている。
- 4 農家の世帯主との続柄を把握する本調査事項は、行政上の利活用も低下していることから削除しても支障はないと見込んでいる。

⑥ 自営農業とその他の仕事の日数の多寡を把握する調査項目の削除【個人経営】

(論点_審査メモP9)

[1-(3)-ア-(ア)-⑥-1]

1 本調査項目で把握した結果については、これまでどのような集計・分析が行われてきたのか。

1 本調査項目は、「農業就業人口」を算出するための判定項目である。
「農業就業人口」等の農業に従事する販売農家の世帯員に関する推移は、下表のとおり。

表4 農業就業人口等の推移（販売農家）

単位：人

区 分	農業従事者	農業就業人口	基幹的農業従事者
2005年（H17年）	5,562,030	3,352,590	2,240,672
構成比（％）	100.0	60.3	40.3
2010年（H22年）	4,536,111	2,605,736	2,051,437
構成比（％）	100.0	57.4	45.2
2015年（H27年）	3,398,903	2,096,662	1,753,764
構成比（％）	100.0	61.7	51.6
増減率			
2010年／2005年（％）	△ 18.4	△ 22.3	△ 8.4
2015年／2010年（％）	△ 25.1	△ 19.5	△ 14.5

資料：農林水産省「農林業センサス」より

注：各表頭項目の定義は次のとおり。

農業従事者： 15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

農業就業人口： 自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

基幹的農業従事者： 農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が、「主に仕事」に該当した者をいう。

- 2 「農業就業人口」及び「基幹的農業従事者」とは、どのような定義か。また、「農業就業人口」の算出に当たり、本調査事項の結果は、どのように利用されていたのか。
- 3 本調査項目の結果は、「農業就業人口」の算出以外に、どのような行政施策に利活用されてきたのか。

- 1 農業就業人口とは、自営農業に従事した15歳以上の世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。
- 2 基幹的農業従事者とは、農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が、「主に仕事」に該当した者をいう。
- 3 本調査項目の結果により、農業従事者のうち、仕事の日数について「自営農業が多い」か「その他の勤務や自営農業が多い」のどちらが多いかを判定し、「自営農業が多い」に記入した農業従事者を農業就業人口としている。
- 4 本調査項目の結果については、「農業就業人口」の判定以外には利活用されていない。

(参考) 図3 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事が主		
ふだんの主な状態	主に仕事	基幹的農業従事者				
	主に家事や育児	農業就業人口				
	その他				農業従事者	

4 利活用の観点からみて、削除による支障等は生じないか。

農業就業人口については、調査期日前1年間に自営農業のみに1日でも従事すれば、主婦や学生、高齢者であっても含んでしまうなど、①「業」として農業に就いている世帯員の状態を表している指標となっていない、②行政施策立案の検討等において特に必要とされている中心的な労働力を表す指標となっていないなど、期待するニーズとの乖離が生じている状況にある。

最近の農業の現場を取り巻く状況を踏まえた各種担い手施策を説明するにおいては、農業の中心的労働力を最も適切に表している指標として基幹的農業従事者数が利用されている状況に鑑み、また、類似の統計値が2つ存在することは利用者に誤解を与えることとなることから、農業就業人口は、削除したいと考えている。

⑦ ふだんの状況を把握する調査項目の選択肢の統合【個人経営】

(論点_審査メモP10)

[1-(3)-ア-(ア)-⑦-1]

1 本調査項目の選択肢ごとの集計結果は、どのように変化しているのか (2005年、2010年及び2015年の調査結果)。

販売農家の世帯員について、過去1年間のふだんの状況の推移は、下表のとおり。

表5 過去1年間の生活の主な状態別世帯員数の推移 (販売農家)

区 分	計	主に仕事				主に家事・育児	学生	その他
		小計	自営農業が主	勤務が主	農業以外の自営業が主			
2005年 (H17年)	7,470,117	5,102,571	2,240,672	2,861,899		632,780	1,734,766	
構成比 (%)	100.0	68.3	43.9	56.1		8.5	23.2	
2010年 (H22年)	5,888,479	4,231,828	2,054,324	1,997,754	179,750	536,503	393,547	726,601
構成比 (%)	100.0	71.9	48.5	47.2	4.2	9.1	6.7	12.3
2015年 (H27年)	4,488,612	3,369,561	1,755,461	1,443,030	171,070	351,565	251,899	515,587
構成比 (%)	100.0	75.1	52.1	42.8	5.1	7.8	5.6	11.5
増減率								
2010年/2005年 (%)	△ 21.2	△ 17.1	△ 8.3	△ 30.2		△ 15.2	△ 77.3	
2015年/2010年 (%)	△ 23.8	△ 20.4	△ 14.5	△ 27.8	△ 4.8	△ 34.5	△ 36.0	△ 29.0

資料：農林水産省「農林業センサス」より

(論点_審査メモP10)

[1-(3)-ア-(ア)-⑦-2、3]

2 本調査項目から得られたデータは、これまで行政施策等において、具体的にどのように利活用されてきたのか。
 3 本選択肢ごとの結果を個人経営体の農業・林業経営に従事していない者の要因分析等に利用していた場合、選択肢の統合による支障等は生じないか。

1 本調査項目は、世帯員の過去1年間の主な状態を把握することで、農業の担い手や世帯員の農業以外の主業などを明らかにする調査項目であり、農家世帯員の就業構造を分析する基礎資料として用いられてきた。

2 経営体概念の導入により、雇用者も含めた農業経営全体の労働力把握が中心となる中で、「主に家事・育児を行った」や、高齢・病弱者である「その他」の両調査項目に近年では行政上の直接的な利活用はなくなってきており、本調査項目を統合しても支障はないと見込んでいる。

(イ) 外部労働力（常雇い・臨時雇い）のよりの確な把握【個人経営・団体経営】

(論点_審査メモP12)

[1-(3)-ア-(イ)-1]

1 常雇い・臨時雇いした人の集計結果は、背景事情となっている経営体の内部労働力の高齢化等を含め、どのように変化しているか（2005年、2010年及び2015年の調査結果）。

「常雇い」及び「臨時雇い」の推移は下表のとおりである。

表6 「常雇い」及び「臨時雇い」の推移

単位 { 経営体数：経営体
人数：人
延べ人日：人日

区 分	農業経営体					
	常雇			臨時雇		
	雇い入れた 実経営体数	人数	延べ人日	雇い入れた 経営体数	人数	延べ人日
2005年（H17年）	28,355	129,086	23,348,748	481,392	2,281,203	33,842,441
2010年（H22年）	40,923	153,579	31,388,325	426,698	2,176,349	34,359,637
2015年（H27年）	54,252	220,152	43,215,042	289,948	1,456,454	24,820,502
増減率						
2010年/2005年（%）	44.3	19.0	34.4	△ 11.4	△ 4.6	1.5
2015年/2010年（%）	32.6	43.3	37.7	△ 32.0	△ 33.1	△ 27.8

区 分	家族経営体					
	常雇			臨時雇		
	雇い入れた 実経営体数	人数	延べ人日	雇い入れた 経営体数	人数	延べ人日
2005年（H17年）	21,202	61,151	9,900,985	471,840	2,153,929	29,107,304
2010年（H22年）	31,909	71,114	14,919,969	414,524	2,021,773	29,146,424
2015年（H27年）	40,177	99,550	17,861,353	273,943	1,299,185	18,618,304
増減率						
2010年/2005年（%）	50.5	16.3	50.7	△ 12.1	△ 6.1	0.1
2015年/2010年（%）	25.9	40.0	19.7	△ 33.9	△ 35.7	△ 36.1

区 分	組織経営体					
	常雇			臨時雇		
	雇い入れた 実経営体数	人数	延べ人日	雇い入れた 経営体数	人数	延べ人日
2005年（H17年）	7,153	67,935	13,447,763	9,552	127,274	4,735,137
2010年（H22年）	9,014	82,465	16,468,356	12,174	154,576	5,213,213
2015年（H27年）	14,075	120,602	25,353,689	16,005	157,269	6,202,198
増減率						
2010年/2005年（%）	26.0	21.4	22.5	27.4	21.5	10.1
2015年/2010年（%）	56.1	46.2	54.0	31.5	1.7	19.0

資料：農林水産省「農林業センサス」より

2 本調査事項の結果は、これまで具体的にどのような行政施策に利活用されてきたのか。今回の変更により、今後、具体的にどのような利活用が見込まれるのか。

- 1 常雇いについては、担い手の育成・確保等に関する施策の推進の基礎資料や、食料・農業・農村基本計画における農業労働力の見通しの基礎資料として活用されてきた。
- 2 臨時雇いについては、常雇いと組み合わせることで、農業労働力の全体像を把握するための基礎データとして利活用されてきた。
- 3 今後、常雇いについては、人ごとに性別、出生年月を把握することから、個人経営体の基幹的農業従事者や団体経営体の経営主、役員等と統一的な表章が可能となる。こうした労働力の統一的な表章は、総量把握を可能とし、食料・農業・農村基本計画における農業労働力の構造展望に一層活用されることとなる。

3 常雇いについて、従来の年齢階級別・男女別の実人数の把握に代えて、個々の性別・出生年月を把握することとしているが、当該把握方法の変更に伴い、具体的にどのような集計・分析を行う計画か。

また、従事日数の合計については、農業・林業経営と農業生産関連事業に区分して把握する一方、実人数については区分して把握することとしていないが、利活用上の支障は生じないのか。

- 1 個々の性別・出生年月を把握することにより、基幹的農業従事者や経営主・役員等とあわせて農業経営全体の農業に携わっている者の状況の分析を行う計画である。
- 2 常雇いの項目の設定においては、個人経営体及び団体経営体の内部労働力と同様の把握を行うことを考えていたが、特に大規模な経営体においては、農業と農業生産関連事業を明確に区分して雇用していない場合も多く、実人数を区分して把握することは、記入者の負担となることが想定されたため、区分せずに把握するものである。
- 3 以上のことから、農業と農業生産関連事業に区分した実人数は把握はしないが、労働力の投下量である従事日数については、農業と農業生産関連事業に区分することで、事業の従事状況について把握できるものと考えており、利活用上の支障はないと見込んでいる。

4 今回調査において、農業・林業経営又は農業生産関連事業のために「1か月以上の契約で雇用された者」の実人数を把握することにより、具体的にどのような施策への利活用が見込まれるのか。また、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」の「常用労働者」と同一の定義での把握とはどのように行うのか。

1 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」に沿って臨時雇いの実人数の内数として、「1か月以上の契約で雇用された者」の実人数を把握する。

これにより、他の統計との比較が可能となり、農業労働力の全体像を明らかにする基礎資料として食料・農業・農村基本計画の検討、検証等に活用されることを見込んでいる。

2 また、「常用労働者」数については、今回新たに把握する1か月以上の契約で雇用された臨時雇いの実人数と常雇いの実人数を合算することにより把握することにしている。

5 利活用の観点から見て、改善の余地はないか。

個人経営体と団体経営体における農業労働力を統一的に把握する観点から、本調査事項は必要かつ適切なものであると見込んでいる。

(ウ) 後継者の確保状況を把握する調査事項の変更・追加【個人経営・団体経営】

(論点_審査メモP13)

[1-(3)-ア-(ウ)-1~3]

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 本調査事項の結果は、具体的に<u>どのような施策への利活用が見込まれているのか。</u>2 <u>後継者の確保期間を「5年以内」としている理由は何か。</u>3 利活用の観点から、後継者の確保期間や選択肢の設定等について、<u>改善の余地はないか。</u> |
|--|
-
- 1 効率的・安定的な農業経営が生産の大宗を担う農業構造を確立するためには、後継者を確保できていない経営体に対して、後継者の育成・確保や、別の団体経営体への経営移譲など、経営継承対策を講じる必要がある。
 - 2 後継者を確保していない経営体に対しての経営継承を支援する施策を講じるために、後継者の確保状況を把握し、施策の基礎資料とすることを見込んでいる。
 - 3 また、農業経営を法人化するメリットの一つとして、親族以外の幅広い人材を確保しやすくなる点があり、それらの者が経営の中核を担い後継者となることも考えられる。このため、確保している後継者を「親族」、「親族以外の経営内部の人材」、「経営外部の人材」に分けて把握することにより、法人化による後継者の確保状況を明らかにし、法人化推進のための基礎資料として活用することを見込んでいる。
 - 4 後継者の確保期間は、本調査が5年周期で実施されること、5年以上先の経営継承について聞かれても回答が困難と考えられること、回答する上での主観的割合が高くなることなどを考慮して「5年以内」としている。
 - 5 個人経営体のみならず、団体経営体も含めた経営継承支援対策を講じる必要がある、本調査事項については、施策の推進部局の意向に沿った設定となっており、必要かつ適切なものとなっている。

イ 報告者負担の軽減にも配慮した農業経営における生産基盤のよりの確な把握（個人経営・団体経営共通）

(ア) 所有土地に関する調査事項の変更

① 経営している田・畑・樹園地の耕作放棄地の面積及び経営している田・畑の利用面積を把握する調査項目の削除等

(論点_審査メモP16)

[1-(3)-イ-(ア)-①-1]

1 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」とは、どのような周期や把握対象、把握事項等で実施されている調査か。また、同調査により把握されている「荒廃農地」と本調査における「耕作放棄地」の定義は、それぞれどのようなになっているか。

1 我が国の食料自給率の向上を図るためには、優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化が重要であり、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）に基づき、荒廃農地の再生利用に向けた施策を推進しているところである。

当該施策を推進するためには、農地の荒廃状況、解消状況等の情報が必要不可欠であることから、これらの情報を把握することを目的として「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」を実施している。

調査内容等については、以下のとおりである

(1) 把握の周期：毎年1月1日から12月31日までの間に実施

(2) 把握対象：現在耕作の目的に供されている土地又は以前耕作の目的に供されていた土地のうち、現地調査の時点において下記に該当する土地を除いたものとする。

① 自然災害（流失、埋没、陥没、土砂流入等）により農業上の利用ができない土地

② 農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条の許可を受けて農地以外のものとされた土地

③ 「「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第4の（3）に基づき「非農地」と決定された土地

(3) 把握事項等：荒廃農地の所在地、荒廃状況等

(4) 市町村及び農業委員会の現地調査により把握

2 「荒廃農地」とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が不可能となっている農地で、市町村による客観ベースでの調査によるものをいう。

3 「耕作放棄地」とは、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地で、農家の主観に基づくものをいう。

2 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により把握される「荒廃農地」と本調査結果による「耕作放棄地」のデータは、それぞれどのように変化しているのか(2005年、2010年及び2015年のそれぞれの調査結果)。

「荒廃農地」及び「耕作放棄地面積」の推移は、以下のとおり。

表7 荒廃農地の推移

単位：ha

区 分	荒廃農地 面積計	再生利用が 可能な 荒廃農地	再生利用が困難と見 込まれる荒廃農地
2011年（H23年）	251,317	137,579	113,739
構成比（％）	100.0	54.7	45.3
2012年（H24年）	262,378	141,005	121,373
構成比（％）	100.0	53.7	46.3
2013年（H25年）	264,508	132,903	131,606
構成比（％）	100.0	50.2	49.8
2014年（H26年）	273,454	131,090	143,364
構成比（％）	100.0	47.9	52.4
2015年（H27年）	283,119	123,839	159,279
構成比（％）	100.0	43.7	56.3
増減率			
2012年／2011年（％）	4.4	2.5	6.7
2013年／2012年（％）	0.8	△ 5.7	8.4
2014年／2013年（％）	3.4	△ 1.4	8.9
2015年／2014年（％）	3.5	△ 5.5	11.1

資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」より

表8 耕作放棄地面積等の推移

単位：ha

区 分	耕作放棄地面積
2005年（H17年）	385,791
構成比（％）	—
2010年（H22年）	395,981
構成比（％）	—
2015年（H27年）	423,064
構成比（％）	—
増減率	
2010年／2005年（％）	2.6
2015年／2010年（％）	6.8

資料：農林水産省「農林業センサス」より

3 「荒廃農地」と「耕作放棄地」それぞれのデータは、これまで具体的にどのような行政施策等に利活用されていたのか。

「耕作放棄地」の項目の削除により、利活用上の支障等は生じないか。

1 「耕作放棄地」は、①昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期に、農村地域の労働力が都市部に流出したことにより、耕作が放棄される農地が散見されるようになったこと、②昭和45年から始まった米の生産調整により、水稻を作らなくなった農地の荒廃が懸念されたことなどを背景として、1975年農業センサス(昭和50年)から把握を開始した。

2 一方、荒廃農地については、食料・農業・農村基本計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、荒廃農地の荒廃状況(再生利用が可能な荒廃農地と再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に区分等)、解消状況等の情報を把握することを目的に、市町村と農業委員会が共同で2008年(H20)から毎年調査を実施している。

この結果は、荒廃農地の再生利用に向けた施策の推進に活用されている。

3 こうした中、平成27年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画等における食料自給率目標や食料自給力等を設定する際に、その基礎となる「農地」を把握する場合には、客観的な実態に基づき把握する必要があることから、農家の主観的なデータではなく、農地の実態に着目した荒廃農地を用いることが適切とされたところである。

4 本調査事項を削除するに当たり、耕作放棄地の代替となりうる調査結果として上記の荒廃農地があるため、行政施策立案上の支障は生じないと見込んでいる。

4 経営している田・畑の利用面積を把握する各調査項目と、販売目的で作付け（栽培）した作物の種類別面積の各調査項目との対応関係はどのようになっているか。

両調査項目のデータの経年変化は、どのようになっているか（2005年、2010年及び2015年の調査結果）。

各調査項目ごとに代用する作付けた面積の調査項目は次表のとおりである。

表9 経営している田（又は畑）の作付面積の調査項目の代用項目一覧表

2015年農林業経営体調査票				2020年農林業経営体調査票の代用項目			
【5】土地の調査項目			番号	【4】農業生産の調査項目		番号	
田	稲を作った田	食用	412	稲・ 雑 麦穀	水稲（食用）	403	
		飼料用	413		稲（飼料用）	405	
		二毛作した田	414		小麦のうち、田で作付	408	
	稲以外の作物だけを作った田		415	豆類	大豆のうち、田で作付	422	
				上記以外の品目のうち、田で作付		432	
	何も作らなかった田		416	—		—	
畑	普通作物を作った畑		423	上記（403, 405, 408, 422及び432）及びその他の作物を除く全項目			
	飼料用作物だけを作った畑		424	その他の作物		472	
	牧草専用地		425	（【3】土地の調査項目として継続）		326	
	何も作らなかった畑		426	—		—	

表 10 過去 1 年間に経営している田（又は畑）の作付状況別の面積の推移

単位 { 経営体数：経営体
面積：ha

区 分	農業 経営体数	経営耕地面積	田							
			経営体数 (田計)	面 積 (田計)	稲を作った田				飼料用	
					経営体数	面 積	食用		経営体数	面 積
2005 年 (H17 年)	2,009,380	3,693,026	1,744,134	2,084,015	1,663,424	1,534,715
構成比 (%)	100.0	100.0	86.8	56.4	82.8	41.6	-	-	-	-
2010 年 (H22 年)	1,679,084	3,631,585	1,432,522	2,046,267	1,347,428	1,500,487
構成比 (%)	100.0	100.0	85.3	56.3	80.2	41.3	-	-	-	-
2015 年 (H27 年)	1,377,266	3,451,444	1,144,812	1,947,029	1,082,152	1,517,658	1,077,439	1,450,675	56,510	66,983
構成比 (%)	100.0	100.0	83.1	56.4	78.6	44.0	78.2	42.0	4.1	1.9
増減率										
2010年/2005年 (%)	△ 16.4	△ 1.7	△ 17.9	△ 1.8	△ 19.0	△ 2.2	-	-	-	-
2015年/2010年 (%)	△ 18.0	△ 5.0	△ 20.1	△ 4.8	△ 19.7	1.1	-	-	-	-

区 分	田 (つづき)					
	稲を作った田 (つづき)		稲以外の作物 だけを作った田		何も作らなかった田	
	経営体数	面 積	経営体数	面 積	経営体数	面 積
2005 年 (H17 年)	717,959	408,105	549,954	141,195
構成比 (%)	-	-	35.7	11.1	27.4	3.8
2010 年 (H22 年)	68,810	69,989	534,459	411,176	459,101	134,604
構成比 (%)	4.1	1.9	31.8	11.3	27.3	3.7
2015 年 (H27 年)	48,297	83,052	366,314	353,820	228,499	75,551
構成比 (%)	3.5	2.4	26.6	10.3	16.6	2.2
増減率						
2010年/2005年 (%)	-	-	△ 25.6	0.8	△ 16.5	△ 4.7
2015年/2010年 (%)	△ 29.8	18.7	△ 31.5	△ 13.9	△ 50.2	△ 43.9

区 分	畑									
	経営体数 (畑計)	面 積 (畑計)	普通作物を作った畑		飼料用作物だけを作った畑		牧草専用		何も作らなかった畑	
			経営体数	面 積	経営体数	面 積	経営体数	面 積	経営体数	面 積
2005 年 (H17 年)	1,268,874	1,379,576	60,784	123,256	32,397	540,110	259,428	67,122
構成比 (%)	63.1	37.4	-	-	3.0	3.3	1.6	14.6	12.9	1.8
2010 年 (H22 年)	1,078,739	1,371,521	971,687	638,984	40,144	116,966	39,495	534,345	283,186	81,227
構成比 (%)	64.2	37.1	57.9	17.6	2.4	3.2	2.4	14.7	16.9	2.2
2015 年 (H27 年)	834,467	1,315,767	753,761	631,149	25,955	104,937	31,007	514,071	190,617	65,609
構成比 (%)	60.6	35.6	54.7	18.3	1.9	3.0	2.3	14.9	13.8	1.9
増減率										
2010年/2005年 (%)	-	-	-	-	△ 34.0	△ 5.1	21.9	△ 1.1	9.2	21.0
2015年/2010年 (%)	△ 22.4	△ 1.2	△ 22.4	△ 1.2	△ 35.3	△ 10.3	△ 21.5	△ 3.8	△ 32.7	△ 19.2

資料：農林水産省「農林業センサス」より

5 販売目的で作付け（栽培）した作物の種類別面積と経営している田・畑の利用面積を把握してきた理由は、それぞれ何か。両調査項目については、これまで具体的にどのような行政施策等に利活用されていたのか。

経営している田・畑の利用面積を把握する調査項目の削除等により利活用上の支障等は生じないか。

1 販売目的で作付け（栽培）した作物の種類別面積は、作物の生産状況を把握する項目として設定してきた。

一方、経営している田・畑の利用面積は、転作の状況等を含めた土地の利用状況を把握する項目として設定してきた。

2 販売目的で作付け（栽培）した作物の種類別面積については、農業経営統計調査等の母集団情報や、市町村別農業産出額を推計するための指標、各種作物の生産振興の基礎資料、震災等の激甚災害の地域指定の範囲を決定する上で必要不可欠な情報として活用されてきた。

一方、過去1年間に経営している田（又は畑）の作付状況別の面積については、農業経営統計調査等の母集団情報や、植物防疫法に基づく植物防疫事業交付金の各都道府県への割当額の決定資料、地方交付税の算定基礎、中山間地域等直接支払制度における要件判断基準の指標等として活用されてきた。

3 「経営耕地に作付けた作物の作付面積」の削除に当たっては、販売目的で作付けた面積において代替可能であることを確認済みであることから、支障はないと考えている。

② ハウス・ガラス室の加温温室の実面積を把握する調査項目の追加

(論点_審査メモP17)

[1-(3)-イ-(ア)-②-1、2]

- 1 本調査項目の結果は、加温温室全体の二酸化炭素排出量を算出する中で、どのように利用されるのか。また、把握された加温温室全体の二酸化炭素排出量のデータについては、温室効果ガスの排出削減施策の中で、どのように活用されるのか。
- 2 上記の利活用の観点から、改善の余地はないか。

- 1 施設園芸の加温による二酸化炭素排出量を算出するには、まず、加温温室面積にA重油の標準使用量(10.3kl/10a)を乗じることにより、加温温室全体のA重油使用量を算出する。
- 2 次に、加温温室全体のA重油使用量を二酸化炭素排出量への換算係数(2.7t-CO₂/kl)を乗じることで二酸化炭素の排出量を算出する。

注1： A重油の標準使用量(10.3kl/10a)は聞き取り結果に基づき作成。

注2： A重油使用量の二酸化炭素排出量への換算係数(2.7t-CO₂/kl)は資源エネルギー庁資料に基づき作成。

(参考)

加温温室面積が1,000haだった場合、二酸化炭素排出量は、以下の①、②の計算により278,100tと算出される。

① A重油使用量

$$1,000 \text{ (ha)} \times 10.3 \text{ (kl/10a)} \times 10 = 103,000 \text{ (kl)}$$

② 二酸化炭素排出量

$$103,000 \text{ (kl)} \times 2.7 \text{ (t-CO}_2\text{/kl)} = 278,100 \text{ (t)}$$

- 3 政府の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、温室効果ガスの排出削減量については、中期目標として2030年度までに26%の削減、長期的目標として2050年までに80%の削減を目標に定めている。
- 4 上記の削減率を算定するためには、農業生産分野について、特にエネルギー消費量が大い施設園芸の加温温室の二酸化炭素排出量を把握することが必要であり、そのためには母数となる加温温室面積が必要となることから、本調査項目については利活用が見込まれる。
- 5 本調査項目については、施策の利活用を踏まえ、設定されているものであるため、必要かつ適切なものとなっていると考えている。

(イ) 所有している農業用機械を把握する調査事項の削除

(論点_審査メモP17)

[1-(3)-イ-(イ)-1]

1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか(2005年、2010年及び2015年の調査結果)。

「所有している農業用機械」の推移は、以下のとおり。

表 11 農業用機械を所有している経営体数と所有台数の推移

単位 { 経営体数：経営体
台数：台

区 分	農業 経営体	動力田植機		トラクター		コンバイン	
		経営体数	台数	経営体数	台数	経営体数	台数
2005年 (H17年)	2,009,380	1,226,473	1,244,200	1,590,316	1,942,696	968,449	990,673
構成比 (%)	100.0	61.0	-	79.1	-	48.2	-
2010年 (H22年)	1,679,084	997,912	1,025,837	1,323,226	1,677,641	765,292	799,289
構成比 (%)	100.0	59.4	-	78.8	-	45.6	-
2015年 (H27年)	1,377,266	759,831	787,040	1,040,405	1,394,047	596,117	631,247
構成比 (%)	100.0	55.2	-	75.5	-	43.3	-
増減率							
2010年/2005年 (%)	△ 16.4	△ 18.6	△ 17.6	△ 16.8	△ 13.6	△ 21.0	△ 19.3
2015年/2010年 (%)	△ 18.0	△ 23.9	△ 23.3	△ 21.4	△ 16.9	△ 22.1	△ 21.0

資料：農林水産省「農林業センサス」より

(論点_審査メモP12)

[1-(3)-イ-(イ)-2]

2 本調査事項から得られたデータは、これまで行政施策等において具体的にどのように利活用されていたのか。また、削除しても利活用上の支障等は生じないか。

1 「所有している農業用機械」については、農業用機械の普及状況や農業における労働の省力化の状況を把握するための基礎資料等として活用されてきた。

2 農業用機械は広く普及し、ほとんどの経営体で使用されている状況、また機械の共同購入・利用という状況があることから、農業用機械の所有について行政の利活用が低下しており、支障はないと見込んでいる。

(ウ) 作付け・栽培面積等に関する調査事項の変更

- ① 販売目的で作付け（栽培）した作物の種類別の延べ面積を把握する調査事項の変更
- ② 販売目的で田に作付けした水稲（食用）、小麦、大豆以外の品目の作付面積を把握する調査事項の追加

(論点_審査メモP21)

[1-(3)-イ-(ウ)-①、②-1]

1 追加する「稲（飼料用）」については、具体的に <u>どのような行政施策に利活用されることが見込まれているのか。</u>

1 平成27年3月末に閣議決定した、新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、飼料用米の生産拡大を明記するとともに、平成25年度実績の10倍となる110万トンの生産努力目標を掲げている。飼料用米については、主食用米からの作付転換が比較的容易であることに加え、我が国畜産業にとっても、国産飼料生産に立脚した安定的な畜産経営にも寄与することから、本作化の推進とともに益々の飼料用米の生産・利用拡大を進めている。

2 そのような状況において、販売を目的に稲（飼料用）を作付けた経営体や、作付け面積を把握することにより、更なる飼料用米の生産・利用拡大に向けた施策推進の基礎資料とすることが見込まれる。

2 「大麦・裸麦」及び「かんしょ」に係る作付面積に係る結果については、これまで、具体的にどのような行政施策等に利活用されていたのか。今回細分化することにより、どのような利活用の増進が見込まれているのか。

1 各種作物の作付面積は、地方公共団体における農業政策の推進に当たり極めて重要な基礎データとなる。また、震災等の激甚災害の地域指定の範囲を決定する上で必要不可欠な情報として活用されてきた。

2 「大麦・裸麦」については、センサス上、種類別に細分化した結果がなく、経営所得安定対策の畑作物支払交付金の交付対象作物である「二条大麦」、「六条大麦」及び「はだか麦」の交付金単価算定に利用されている農産物生産費統計における母集団情報として利用することはできていない。

このことから、母集団情報としては、「経営所得安定対策等加入申請者情報」が使われてきたところであるが、交付金単価算定には、経営安定対策に加入していない経営体も含めた、当該作物の生産者全体を母集団とした農産物生産費統計を用いることが適切であるとの課題が生じていた。

3 同様に「かんしょ」についても食用、原料用に細分した結果がなく、でん粉原料用いも生産者交付金の交付対象作物である「原料用かんしょ」の交付金単価算定に利用されている農産物生産費統計の母集団情報として利用することはできていない。

このことから、母集団情報としては、地方農政局等において農協等の関係機関から「でん粉原料用かんしょ」について情報収集を行い整備した母集団が使われてきたところであるが、交付金単価算定には、農協等との関係を持たない経営体も含めた、当該作物の生産者全体を母集団とした農産物生産費統計を用いることが適切であるとの課題が生じていた。

4 これらの課題を踏まえ、2020年農林業センサスにおいて当該作物の作付けを行ったすべての農業経営体を対象とした母集団情報を整備するために、「大麦・裸麦」を「二条大麦」、「六条大麦」及び「裸麦」に、「かんしょ」を「原料用かんしょ(でんぷん用)」と「食用かんしょ(加工品用を含む)」に細分化し、農産物生産費統計の母集団として活用する。

3 他₂の統計調査の母集団として利用するために追加する、「小麦」及び「大豆」の「そのうち、田で作付」及び「なたね」の項目、並びに水稻（食用）、小麦、大豆以外に販売目的で田に作付した品目の面積に係る調査事項については、どのような統計調査の母集団情報として利用されるのか。当該統計調査は、これまで、どのように母集団情報を整備していたのか。

1 これらの項目は、経営統計調査の母集団情報として活用することとしており、具体的な活用方法は、下表のとおり。

表 12 農業経営統計調査における田に作付けた面積の母集団情報としての活用方法

		農業経営統計調査	
		営農類型別経営統計	農産物生産費統計
小麦の「そのうち、田で作付」の面積	①	水田作経営と畑作経営の母集団の抽出指標として、また、面積規模階層別の標本配分に使用	小麦生産費の田・畑別の母集団の抽出指標と面積規模階層別の標本配分に使用
大豆の「そのうち、田で作付」の面積	②		大豆生産費の田・畑別母集団の抽出指標と面積規模階層別の標本配分に使用
なたねの作付面積	③	活用なし	なたね生産費の母集団の抽出指標と面積規模階層別の標本配分に使用
水稻（食用）、小麦、大豆以外に販売目的で田に作付した品目の面積	④	(①、②と同じ。)	活用なし

2 1の農業経営統計調査のこれまでの母集団情報の整備方法は、下表のとおり。

表 13 農業経営統計調査のこれまでの母集団情報の整備方法

		農業経営統計調査	
		営農類型別経営統計	農産物生産費統計
小麦の「そのうち、田で作付」の面積	①	2015年調査票の「土地：田」の面積のうち、今回削除する「裏作物を作った田」、「稲以外の作物だけを作った田」と作付面積の「小麦」、「大豆」等を用いて田・畑別の面積を推計。これを指標として、母集団の抽出指標と面積規模階層別の標本配分に利用。	「経営所得安定対策等加入申請者情報」を使用
大豆の「そのうち、田で作付」の面積	②		
なたねの作付面積	③		
水稻（食用）、小麦、大豆以外に販売目的で田に作付した品目の面積	④	(①、②と同じ。)	

4 本調査及びJ T等で把握している「たばこ」の生産状況に係るデータの経年変化は、どのようになっているか。(2005年、2010年及び2015年のそれぞれの調査結果)。また、両調査のデータについては、整合的なものとなっているか。「たばこ」の削除により、利活用上の支障等は生じないか。

1 農林業センサス及び全国たばこ耕作組合中央会資料におけるたばこの生産状況の推移は、以下のとおり。

表 14 販売目的でたばこを作付けした経営体数と作付けの推移

単位:経営体、ha

	経営体数	作付面積
2005年 (H17年)	18,159	21,186
構成比 (%)	-	-
2010年 (H22年)	11,826	-
構成比 (%)	-	-
2015年 (H27年)	5,748	8,269
構成比 (%)	-	-
増減率		
2010年/2005年 (%)	△ 34.9	-
2015年/2010年 (%)	△ 51.4	-

資料:農林水産省「農林業センサス」より

表 15 葉たばこの販売実績等の推移

単位:戸、ha

区 分	葉たばこの耕作状況			
	農家戸数	面積	農林業センサスを100とした場合の農家戸数	農林業センサスを100とした場合の面積
2004年産 (H16年産)	18,889	21,675	104	102
構成比 (%)	-	-	-	-
2009年産 (H21年産)	12,303	15,932	104	-
構成比 (%)	-	-	-	-
2014年産 (H26年産)	5,958	8,641	104	104
構成比 (%)	-	-	-	-
増減率				
2009年/2004年 (%)	△ 34.9	△ 26.5	-	-
2014年/2009年 (%)	△ 51.6	△ 45.8	-	-

資料:全国たばこ耕作組合中央会資料より

2 2015年農林業センサスと全国たばこ耕作組合中央会資料を用いて、農林業センサスで把握した経営体数、作付面積を100として各々の項目を比較すると、両者は概ね合致したものとなっていると考えている。

3 このことにより、本調査項目を削除しても、利活用上の支障がないと見込んでいる。

5 上記を踏まえ、調査対象品目の追加・細分化・削除については、必要かつ適切なものとなっているか。

今回の変更については、統計調査の母集団情報及び施策の推進の観点から、必要かつ適切なものと考えている。

③ 販売目的で作付け（栽培）した野菜・果樹類の品目別等の延べ面積を把握する調査事項の記入方法の変更

(論点_審査メモP22)

[1-(3)-イ-(ウ)-③-1~4]

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 従来の記入方法については、具体的にどのような支障・問題等が生じていたのか（記入漏れや誤記入、また、報告者や調査員等からの改善の意見・要望など）。2 本調査事項については、1報告者当たりが記入する対象品目数はどのようになっているのか（2015年の調査結果の最大・平均・最少）。3 品目コードの表記については、報告者の見やすさや利便性等に配慮したものとなっているか。4 上記を踏まえ、改善の余地はないか。 |
|---|

- 1 従来より、当該経営体が記入すべき品目は限られているにもかかわらず、調査票の総ページ数が多く、報告者の負担感が強いとの指摘があった。

このため、今回、作物の品目コードを選択・記入する方法を採用することで、ページ数の抑制を図ったところ。

報告者にとっては、自らが作付けている品目のみ選択することが出来るため、回答がしやすくなるものである。

- 2 2015年農林業センサスにおける野菜・果樹記入対象者の1報告者当たりの記入品目数については、平均で3品目（分母に品目数0の経営体を含まない。）であった。

- 3 品目コードの表記は、野菜は100番台、果樹は200番台に分けて整理しており、またそれぞれ101又は201から昇順で配列し、報告者の視点に立ったものとしている。

- 4 今回の記入方法の変更は、報告者の視点に立った調査票様式の見直しであり、必要かつ適切な調査事項であり、改善の必要はないと考えている。

ウ 農産物・林産物の販売状況及び農作業・林業作業の受託（請負）に関するよりの確な把握（個人経営・団体経営共通）

（ア）農産物・林産物の販売金額（売上高）階級区分に係る選択肢の統合・細分化

（イ）農作業・林業作業の受託（請負）料金収入金額階級区分に係る選択肢の統合・細分化

（ウ）販売金額上位3位までの把握方法の変更

（論点_審査メモP26）

[1-(3)-ウ-(ア)、(イ)、(ウ)-1]

1 これまでの「販売金額（売上高）階級区分」及び「受託（請負）料金収入階級区分」については、どのような考えにより設定されていたのか。今回、階級区分の統合・細分化を行う理由・必要性は何か。

1 農産物の販売金額（売上高）の階層区分による把握は、1965年農業センサスから行っている。この時の考え方はセンサス年次間のデータの連続性を考慮して、前回センサスで集計に用いた階層区分と同様の階層区分を設定した。

1965年農業センサス以降も、最上位階層を細分化するなどの階層区分の見直しが、データの連続性を図りつつ行われてきたところである。

また、2005年農林業センサスでは、販売金額を実額で把握する方式へと変更した。この時の集計表における金額階層の設定にあたっては、それまで農家と農家以外の農業事業体で金額階層が異なっていたものを調査の統合にあわせて金額階層を統合しつつ、前回調査結果とデータの連続性を確保することとした。

その後、2010年世界農林業センサスにおいて、再び金額階層による把握へと戻したが、その際もデータの連続性を考慮して、2005年農林業センサスの集計階層と同じ16区分としたところである。

2 今回の農産物の販売金額階層区分の統合・細分化については、法人化、集落営農により組織化といった経営基盤の強化と担い手への農地の集約化等の施策の推進により、農業経営体の全体数が減少する中で比較的大規模の農業経営体が増加している現状にある。

今後も農業従事者の高齢化等による比較的小規模な農業経営体の減少が続くと想定される中で、これらの農地の受け手として増加している比較的大きい規模の農業経営体の構造分析は、産業振興としての農業施策を展開していく上で一層重要性を増している。

このため、販売金額の上位階層を細分化する一方で、報告者負担の軽減にも配慮し、下位階層を統合し必要最小限のものとし、16区分から10区分としている。

また、林産物の販売金額階層区分については、これまでと同様に農業と比較した構造分析を可能とするため、農産物の販売金額階層区分と同様の区分を用いることとしている。

4 また、農作業・林業作業の受託（請負）料金収入金額階層区分については、これまでと同様に農産物又は林産物の販売金額と比較した構造分析を可能とするため、農産物及び林産物の販売金額階層区分と同様の区分を用いることとしている。

2 「農産物・林産物の販売金額(売上高)」及び「農作業の受託(請負)料金収入」に関するデータ面での経年変化はどうなっているか(2005年、2010年及び2015年の調査結果)。また、本調査事項の結果は、これまでどのような行政施策等に利活用されていたのか。階級区分の統合・細分化により、利活用にどのような効果があるのか。また、支障等は生じないか。

1 過去1年間の農産物及び林産物の販売金額規模別経営体数の推移は、以下のとおり。

表 16 農産物販売金額規模別経営体数の推移

単位：経営体

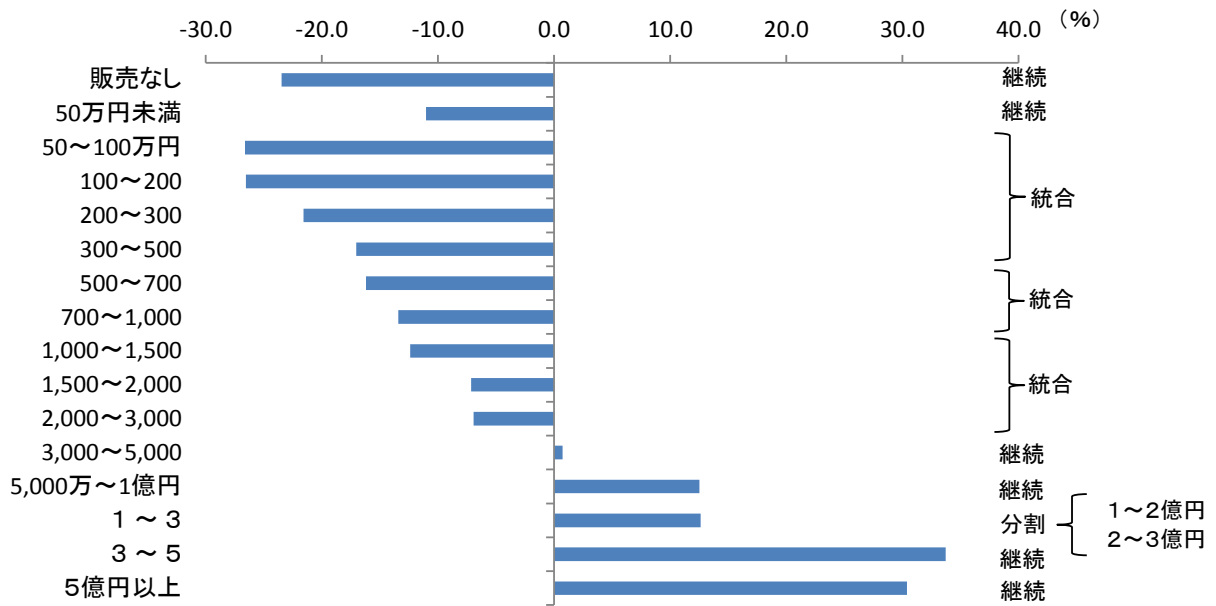
区 分	計	販売あり	50万円未満	50~100万円	100 ~ 200	200 ~ 300	300 ~ 500
2005年 (H17年)	2,009,380	1,760,755	570,143	341,461	292,426	134,429	132,535
構成比 (%)	—	100.0	32.4	19.4	16.6	7.6	7.5
2010年 (H22年)	1,679,084	1,506,576	528,644	288,050	225,910	113,929	102,718
構成比 (%)	—	100.0	35.1	19.1	15.0	7.6	6.8
2015年 (H27年)	1,377,266	1,245,232	470,357	211,374	165,978	89,339	85,221
構成比 (%)	—	100.0	37.8	17.0	13.3	7.2	6.8
増減率							
2010年/2005年 (%)	△ 16.4	△ 14.4	△ 7.3	△ 15.6	△ 22.7	△ 15.2	△ 22.5
2015年/2010年 (%)	△ 18.0	△ 17.3	△ 11.0	△ 26.6	△ 26.5	△ 21.6	△ 17.0

区 分	500 ~ 700	700 ~ 1,000	1,000 ~ 1,500	1,500 ~ 2,000	2,000 ~ 3,000	3,000 ~ 5,000	5000万 ~ 1億円
2005年 (H17年)	72,691	65,202	60,302	28,056	28,111	20,623	9,683
構成比 (%)	4.1	3.7	3.4	1.6	1.6	1.2	0.5
2010年 (H22年)	57,246	57,096	49,853	25,142	24,910	18,212	9,289
構成比 (%)	3.8	3.8	3.3	1.7	1.7	1.2	0.6
2015年 (H27年)	47,975	49,441	43,676	23,344	23,181	18,346	10,451
構成比 (%)	3.9	4.0	3.5	1.9	1.9	1.5	0.8
増減率							
2010年/2005年 (%)	△ 21.2	△ 12.4	△ 17.3	△ 10.4	△ 11.4	△ 11.7	△ 4.1
2015年/2010年 (%)	△ 16.2	△ 13.4	△ 12.4	△ 7.2	△ 6.9	0.7	12.5

区 分	1 ~ 3	3 ~ 5	5億円以上	販売なし
2005年 (H17年)	3,911	552	630	248,625
構成比 (%)	0.2	0.0	0.0	—
2010年 (H22年)	4,193	670	714	172,508
構成比 (%)	0.3	0.0	0.0	—
2015年 (H27年)	4,722	896	931	132,034
構成比 (%)	0.4	0.1	0.1	—
増減率				
2010年/2005年 (%)	7.2	21.4	13.3	△ 30.6
2015年/2010年 (%)	12.6	33.7	30.4	△ 23.5

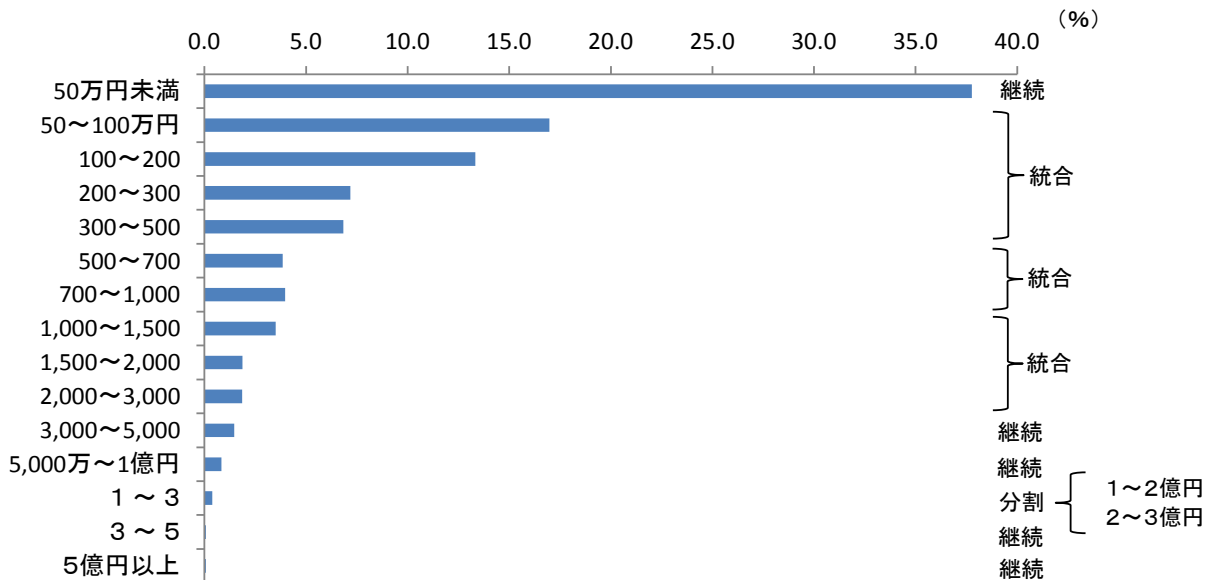
資料：農林水産省「農林業センサス」より

図4 農産物販売金額階層別農業経営体数の増減率（2010年/2015年）



資料：農林水産省「農林業センサス」より

図5 農産物販売金額階層別農業経営体数の構成割合（2015年）
（販売あり=100%）



資料：農林水産省「農林業センサス」より

表 17 林産物販売金額規模別経営体数の推移

単位：経営体

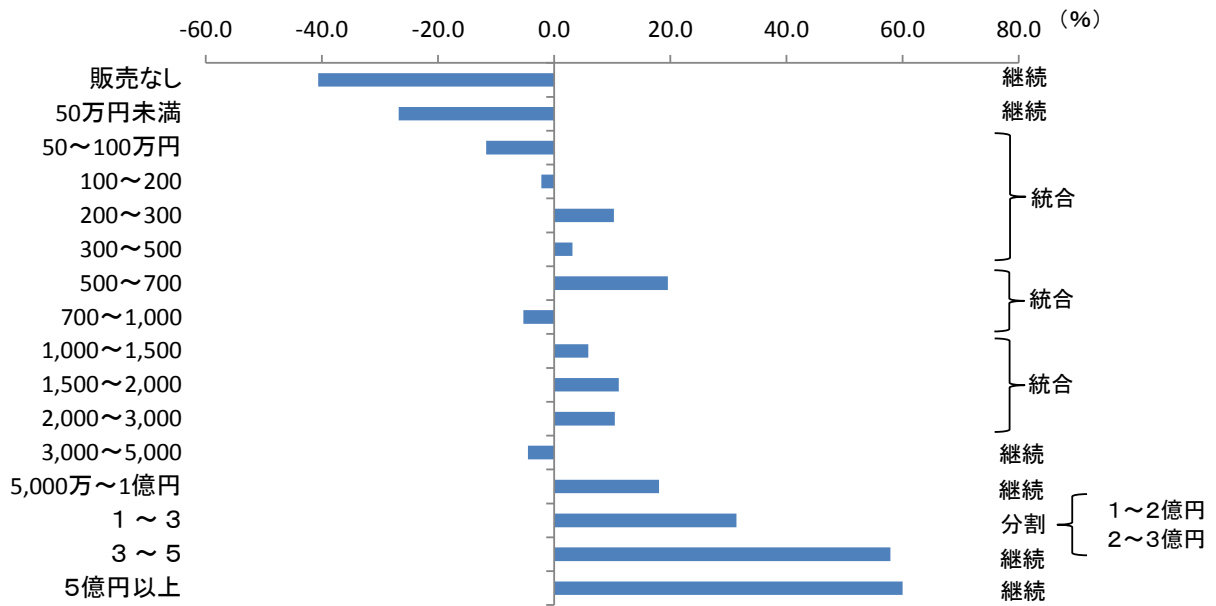
区 分	計	販売あり	50万円未満	50～100万円	100～200	200～300	300～500
2005年（H17年）	200,224	15,584	7,451	2,635	2,212	943	791
構成比（％）	—	100.0	47.8	16.9	14.2	6.1	5.1
2010年（H22年）	140,186	15,983	8,809	2,449	1,688	720	631
構成比（％）	—	100.0	55.1	15.3	10.6	4.5	3.9
2015年（H27年）	87,284	13,563	6,448	2,162	1,651	794	651
構成比（％）	—	100.0	47.5	15.9	12.2	5.9	4.8
増減率							
2010年／2005年（％）	△ 30.0	2.6	18.2	△ 7.1	△ 23.7	△ 23.6	△ 20.2
2015年／2010年（％）	△ 37.7	△ 15.1	△ 26.8	△ 11.7	△ 2.2	10.3	3.2

区 分	500～700	700～1,000	1,000～1,500	1,500～2,000	2,000～3,000	3,000～5,000	5000万～1億円
2005年（H17年）	395	256	229	119	145	146	152
構成比（％）	2.5	1.6	1.5	0.8	0.9	0.9	1.0
2010年（H22年）	296	319	255	135	172	177	177
構成比（％）	1.9	2.0	1.6	0.8	1.1	1.1	1.1
2015年（H27年）	354	302	270	150	190	169	209
構成比（％）	2.6	2.2	2.0	1.1	1.4	1.2	1.5
増減率							
2010年／2005年（％）	△ 25.1	24.6	11.4	13.4	18.6	21.2	16.4
2015年／2010年（％）	19.6	△ 5.3	5.9	11.1	10.5	△ 4.5	18.1

区 分	1～3	3～5	5億円以上	販売なし
2005年（H17年）	95	10	5	184,640
構成比（％）	0.6	0.1	0.0	—
2010年（H22年）	121	19	15	124,203
構成比（％）	0.8	0.1	0.1	—
2015年（H27年）	159	30	24	73,721
構成比（％）	1.2	0.2	0.2	—
増減率				
2010年／2005年（％）	27.4	90.0	200.0	△ 32.7
2015年／2010年（％）	31.4	57.9	60.0	△ 40.6

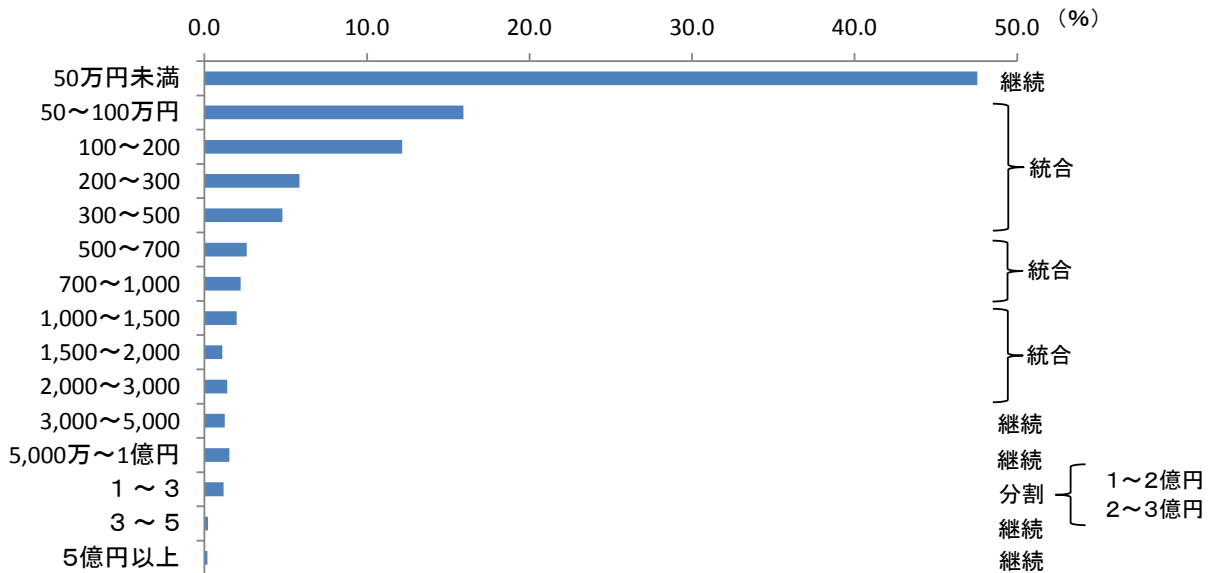
資料：農林水産省「農林業センサス」より

図6 林産物販売金額階層別林業経営体数の増減率（2010年/2015年）



資料：農林水産省「農林業センサス」より

図7 林産物販売金額階層別林業経営体数の構成割合（2015年）
（販売あり=100%）



資料：農林水産省「農林業センサス」より

2 過去1年間の農作業及び林業作業の受託による料金収入規模別経営体数の推移は、以下のとおり。

表 18 農作業の受託料金収入規模別経営体数の推移

単位：経営体

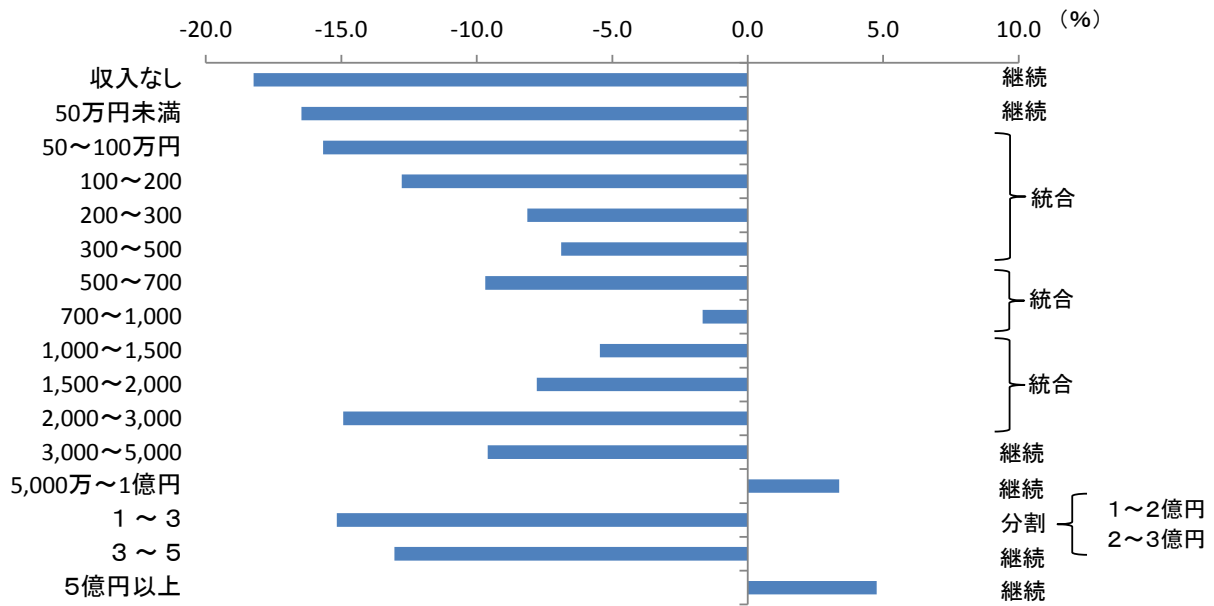
区 分	計	収入あり	50万円未満	50～100万円	100～200	200～300	300～500
2005年（H17年）	2,009,380	110,420	65,835	15,326	11,311	4,836	4,402
構成比（％）	—	100.0	59.6	13.9	10.2	4.4	4.0
2010年（H22年）	1,679,084	130,432	85,771	17,689	10,781	4,710	3,818
構成比（％）	—	100.0	65.8	13.6	8.3	3.6	2.9
2015年（H27年）	1,377,266	110,969	71,642	14,917	9,404	4,327	3,555
構成比（％）	—	100.0	64.6	13.4	8.5	3.9	3.2
増減率							
2010年／2005年（％）	△ 16.4	18.1	30.3	15.4	△ 4.7	△ 2.6	△ 13.3
2015年／2010年（％）	△ 18.0	△ 14.9	△ 16.5	△ 15.7	△ 12.8	△ 8.1	△ 6.9

区 分	500～700	700 ～ 1,000	1,000 ～ 1,500	1,500 ～ 2,000	2,000 ～ 3,000	3,000 ～ 5,000	5000万 ～ 1億円
2005年（H17年）	2,107	1,661	1,538	772	912	833	531
構成比（％）	1.9	1.5	1.4	0.7	0.8	0.8	0.5
2010年（H22年）	1,879	1,564	1,265	668	804	677	474
構成比（％）	1.4	1.2	1.0	0.5	0.6	0.5	0.4
2015年（H27年）	1,697	1,538	1,196	616	684	612	490
構成比（％）	1.5	1.4	1.1	0.6	0.6	0.6	0.4
増減率							
2010年／2005年（％）	△ 10.8	△ 5.8	△ 17.8	△ 13.5	△ 11.8	△ 18.7	△ 10.7
2015年／2010年（％）	△ 9.7	△ 1.7	△ 5.5	△ 7.8	△ 14.9	△ 9.6	3.4

区 分	1～3	3～5	5億円以上	収入なし
2005年（H17年）	282	44	30	1,898,960
構成比（％）	0.3	0.0	0.0	—
2010年（H22年）	244	46	42	1,548,652
構成比（％）	0.2	0.0	0.0	—
2015年（H27年）	207	40	44	1,266,297
構成比（％）	0.2	0.0	0.0	—
増減率				
2010年／2005年（％）	△ 13.5	4.5	40.0	△ 18.4
2015年／2010年（％）	△ 15.2	△ 13.0	4.8	△ 18.2

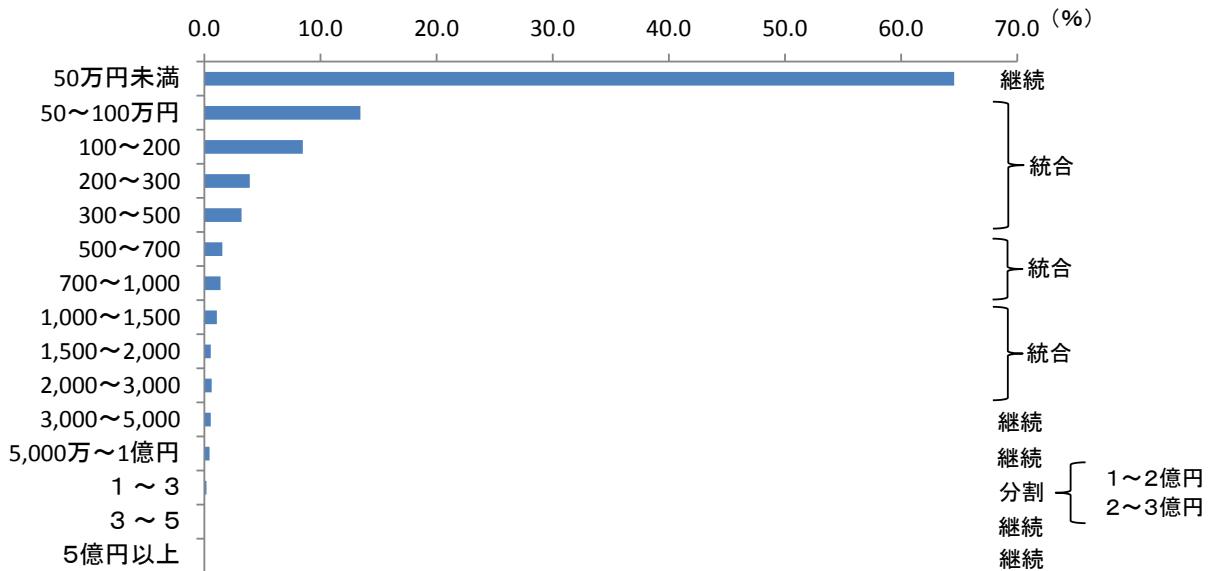
資料：農林水産省「農林業センサス」より

図8 農作業の受託料金収入規模別農業経営体数の増減率（2010年/2015年）



資料：農林水産省「農林業センサス」より

図9 農作業の受託料金収入規模別農業経営体数の構成割合（2015年）
（収入あり=100%）



資料：農林水産省「農林業センサス」より

表 19 林業作業の受託料金収入規模別経営体数の推移

単位：経営体

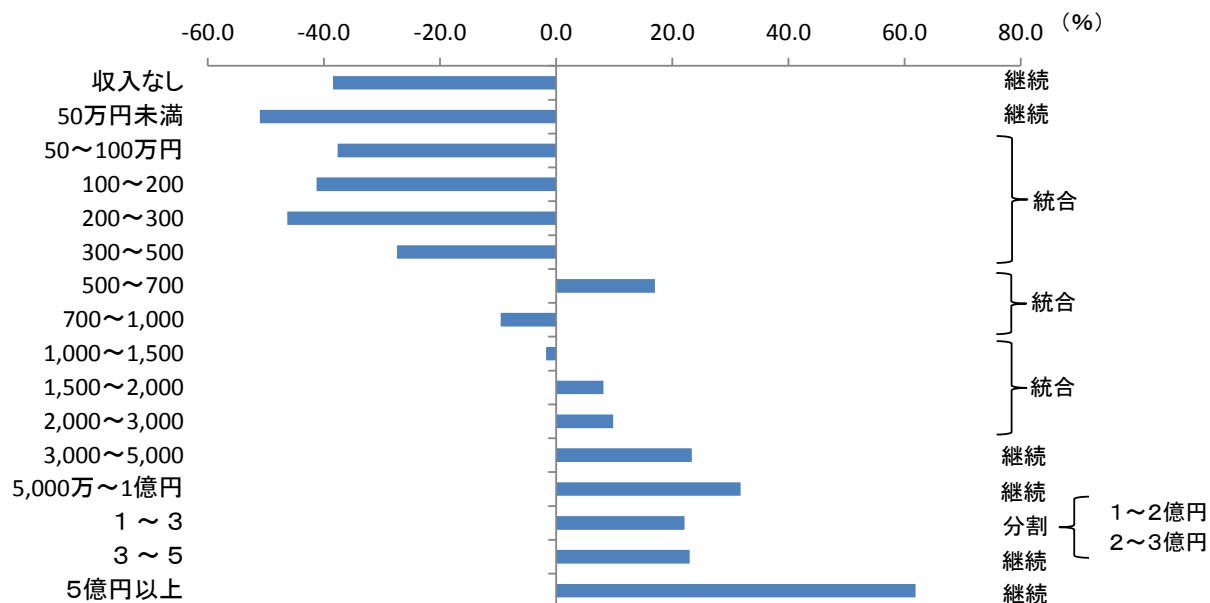
区 分	計	収入あり	50万円未満	50～100万円	100～200	200～300	300～500
2005年（H17年）	200,224	6,673	1,347	551	709	486	596
構成比（％）	—	100.0	20.2	8.3	10.6	7.3	8.9
2010年（H22年）	140,186	6,802	2,287	667	596	471	398
構成比（％）	—	100.0	33.6	9.8	8.8	6.9	5.9
2015年（H27年）	87,284	5,159	1,120	416	350	253	289
構成比（％）	—	100.0	21.7	8.1	6.8	4.9	5.6
増減率							
2010年／2005年（％）	△ 30.0	1.9	69.8	21.1	△ 15.9	△ 3.1	△ 33.2
2015年／2010年（％）	△ 37.7	△ 24.2	△ 51.0	△ 37.6	△ 41.3	△ 46.3	△ 27.4

区 分	500～700	700 ～ 1,000	1,000 ～ 1,500	1,500 ～ 2,000	2,000 ～ 3,000	3,000 ～ 5,000	5000万 ～ 1億円
2005年（H17年）	409	311	407	278	376	383	417
構成比（％）	6.1	4.7	6.1	4.2	5.6	5.7	6.2
2010年（H22年）	300	272	285	184	244	321	343
構成比（％）	4.4	4.0	4.2	2.7	3.6	4.7	5.0
2015年（H27年）	351	246	280	199	268	396	452
構成比（％）	6.8	4.8	5.4	3.9	5.2	7.7	8.8
増減率							
2010年／2005年（％）	△ 26.7	△ 12.5	△ 30.0	△ 33.8	△ 35.1	△ 16.2	△ 17.7
2015年／2010年（％）	17.0	△ 9.6	△ 1.8	8.2	9.8	23.4	31.8

区 分	1～3	3～5	5億円以上	収入なし
2005年（H17年）	325	55	23	193,551
構成比（％）	4.9	0.8	0.3	—
2010年（H22年）	339	74	21	133,384
構成比（％）	5.0	1.1	0.3	—
2015年（H27年）	414	91	34	82,125
構成比（％）	8.0	1.8	0.7	—
増減率				
2010年／2005年（％）	4.3	34.5	△ 8.7	△ 31.1
2015年／2010年（％）	22.1	23.0	61.9	△ 38.4

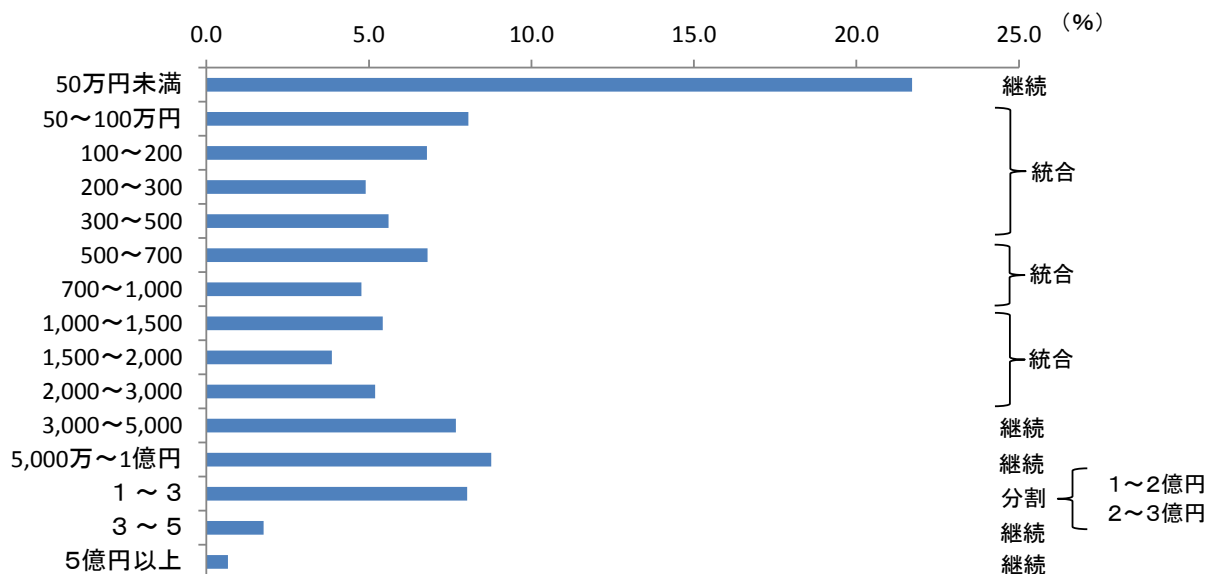
資料：農林水産省「農林業センサス」より

図10 林業作業の受託料金収入規模別林業経営体数の増減率（2010年/2015年）



資料：農林水産省「農林業センサス」より

図11 林業作業の受託料金収入規模別林業経営体数の構成割合（2015年）
（収入あり=100%）



資料：農林水産省「農林業センサス」より

3 農産物及び林産物の販売金額並びに農作業及び林業作業の受託料金収入については、農業及び林業の生産構造の実態を明らかにする基本的な指標であり、各種施策の基礎資料として活用されてきた。

4 販売金額階級区分は、報告者負担の軽減にも配慮し、販売金額のある経営体の階層区分を16区分から10区分に変更している。

農業、林業ともに、統合後の50～500万円階層で、販売ありの経営体の4割程度を占めることとなる。

50～500万円階層のほとんどが家族経営体であり、そのうち約6割が65歳以上の経営者であること、また、階層が細かいため、実額記入とあまり変わらなく、収入が類推できる項目であることから、抵抗感が強く、記入のしやすさや負担軽減の観点から、下位層を統合するものである。

さらに、販売金額規模別の構成割合は、大きく変化しておらず、また、下位層については、金額の幅が小さいことから、階層間の移動が容易に起こり、階層間の分析がしにくい状況であり、これらを払拭する効果もあると考えている。

3 販売金額上位3位までの該当部門のコード番号を選択・記入の上、販売金額合計に占める当該部門の割合を記入する方式に変更することにより、報告者の記入に当たって記入誤りや紛れ等が生じる懸念はないか。

報告者の記入のしやすさに配慮して、求める回答内容がより明確になるように回答欄の簡素化を図ったところである。

回答欄のすぐ左にコードと部門名を示しており、当該部門を営む農業者にとっては、単純な判断である。

回答欄に隣接してコード番号を示し、該当するコードを記入する回答方法は、漁業センサスの漁業経営体の年間販売金額1位、2位の漁業種類の調査事項で既に導入済みで、53のコードから選択する場合でも調査実施上の問題は生じていない。このことから、15のコードから選択する本項目での記入誤りや紛れ等の発生は、従来同様、極めて低いと考えている。

(参考) 2013年漁業センサス 漁業経営体調査票Ⅰ(個人経営体用) - (抜粋) -

Ⅳ 漁業経営について

1 営んだ漁業種類

(1) 過去1年間に自家漁業で行った、すべての漁業種類を○で囲んでください。

【網漁業】		す営んだにも○印の	【はえ縄、釣、その他漁業】	す営んだにも○印の	【海面養殖(種苗養殖含む)】	す営んだにも○印の		
全国漁業種類番号			全国漁業種類番号		全国漁業種類番号			
101	底びき網	○	120	遠洋まぐろはえ縄	○	136	ぎんざけ養殖	○
102	以西底びき網	○	121	近海まぐろはえ縄	○	137	ぶり類養殖	○
103	沖合底びき網	○	122	沿岸まぐろはえ縄	○	138	まだい養殖	○
104	沖合底びき網	○	123	その他のはえ縄	○	139	ひらめ養殖	○
105	小型底びき網	○	124	遠洋かつお一本釣	○	140	まぐろ類養殖	○
106	船びき網	○	125	近海かつお一本釣	○	141	その他の魚類養殖	○
116	大型定置網	○	135	その他の漁業	○	151	その他の海藻類養殖	○
117	さけ定置網	○				152	真珠養殖	○
118	小型定置網	○				153	真珠母貝養殖	○
119	その他の網漁業	○						

2ページの4「漁業を行った人」及び5ページⅢの3「動力漁船の全国漁業種類番号」を記載する項目については、全国漁業種類番号を使用してください。

(2) 過去1年間に自家漁業で行ったすべての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものと、2番目に多かったものを、上記(1)の全国漁業種類番号101~153から選んで記入してください。

161	年間販売金額第1位の漁業種類	1	:	:
162	年間販売金額第2位の漁業種類	1	:	:

(エ) 過去1年間の農作業の委託内容を把握する調査事項の削除

(論点_審査メモP26)

[1-(3)-ウ-(エ)-1]

1 これまでの本調査事項と「過去1年間の農作業の受託(請負)状況を把握する調査事項」とのデータ上の相関関係はどのようになっているか(2005年、2010年及び2015年の調査結果)。また、これまで受託(請負)状況を把握する調査事項とは別に、本調査事項を把握してきた理由は何か。

1 現行の農林業センサスでは農作業の委託面積を把握していないことから、委託と受託のデータ上の相関関係は不明である。

農林業センサスで把握されている結果を基に、受委託の状況をみると、農業サービス事業体調査を導入した1990年当時は農作業受委託ともに増加していたが、近年はともに減少が続いている。一方、農地の借入は増加が続いている。

こうした動きは、担い手への農地集積の施策が行われている中で、農作業の委託を行っていたものが農地の貸付に移行したものと考えられる。

2 農作業委託は、作業の出し手の経営構造とそその変化を捉えることを目的としていた。

なお、2010年農林業センサスの変更に係る産業統計部会での審議において、農作業の委託が農地の貸付に移行する傾向が今後も継続するのかどうか判断するため、当初の削除案を見直し、継続して把握することとしたものである。

表20 農作業を委託した実経営体数、農作業受託面積及び借入耕地面積

単位：経営体、ha

区 分	農作業を委託した実 経営体数 (水稻)	農作業受託面積 (水稻)	借入耕地面積 (田)
1990年(H2年)	1,188,063	1,489,454	244,074
構成比(%)	—	—	—
1995年(H7年)	1,319,902	1,720,216	305,237
構成比(%)	—	—	—
2000年(H12年)	1,102,254	2,163,039	388,981
構成比(%)	—	—	—
2005年(H17年)	930,776	1,620,797	492,908
構成比(%)	—	—	—
2010年(H22年)	696,474	1,521,712	701,624
構成比(%)	—	—	—
2015年(H27年)	449,203	1,250,337	781,335
構成比(%)	—	—	—
増減率			
1995年/1990年(%)	11.1	15.5	25.1
2000年/1995年(%)	△16.5	25.7	27.4
2005年/2000年(%)	△15.6	△25.1	26.7
2010年/2005年(%)	△25.2	△6.1	42.3
2015年/2010年(%)	△35.5	△17.8	11.4

資料：農林水産省「農林業センサス」より

2 本調査事項の結果は、これまでどのような行政施策等に利活用されていたのか。本調査事項の削除により、利活用に支障等は生じないか。

- 1 本調査事項の結果は、これまで、水田農業確立対策等の転作施策が行われた際に、農家がどのような農作業を委託するのか、また、委託を行った農家の経営構造が、どのようになっているかを分析するのに利活用されていた。
- 2 高齢化が急速に進む中で、農作業の受託の受け皿となる育成すべき担い手に集中してきていることを反映して、農作業の受委託は受託側で捉えることとする。農作業委託は、調査対象者の負担軽減の観点から廃止する。
- 3 農作業委託に係るデータの近年の利活用はないことから削除による支障は生じないと考えている。

エ 行政ニーズの変化を踏まえた農業経営の特徴的な取組に関する調査事項のよりの確な把握
(個人経営・団体経営共通)

(ア) 青色申告の実施状況を把握する調査事項の追加

(論点_審査メモP28)

[1-(3)-エ-(ア)-1]

- 1 平成29年11月に実施した2020年農林業センサス試行調査において、青色申告の種類別取組状況について把握・検証しているが、その記入状況(誤記入や未記入等)はどのようになっているか。

2020年農林業センサス試行調査では、調査客体の83.3%が適切に回答し、残りの16.7%は客体が必ず回答すべき項目であったにもかかわらず未記入であったため、調査員や職員が補正を行った。

(論点_審査メモP28)

[1-(3)-エ-(ア)-2]

- 2 試行調査では把握・検証していなかった、青色申告の継続年数を把握する調査事項を追加する理由・必要性は何か。また、青色申告の継続年数の選択肢区分の設定の考え方は何か。把握可能性を、どのように判断したのか。

- 1 平成30年度から新たに実施する収入保険制度は、収益性の高い新規作物の生産や新たな販路の開拓等にチャレンジする農業経営者の意欲的な取組を支援する制度であり、農業の成長産業化を図る観点から「農業競争力強化プログラム」の中で加入を促進することとしている。
- 2 このため、収入保険制度の加入要件となる青色申告の状況について、青色申告の種類やその継続年数を把握し、青色申告を行っている農業者の状況を把握することで、農業者への制度の普及を推進するための基礎資料を整備することとしている。
- 3 また、制度の加入条件として、青色申告を5年間継続している農業者を基本としている。現在の選択肢区分の考え方は、収入保険の加入に必要な青色申告の加入年数も含めて、制度全体の検討を行っていく必要がある、青色申告している農業者の状況を把握するために設定したところである。
- 4 なお、当調査事項には丁寧な注釈を付けていることに加え、回答対象者は、総じて経営管理の意識が高いと推察され、試行調査及び現地調査の結果から、回答可能性に問題はないと判断した。

3 本調査事項の結果は、収入保険制度の見直し等に利活用する上で、適切な時期に提供が見込まれるのか。

4 試行調査による検証結果や利活用等を踏まえ、改善の余地はないか。

1 収入保険制度が新たに2019年(H31)産から導入され、法施行後4年を目途として制度の在り方等を検討するとされている。

また、本調査事項は、農林水産省において平成30年度から新たに実施する収入保険制度の加入促進やそれを進めるための制度の検証に活用されることとなっている。

2 なお、制度の検討は2022年度を目途に検討されるが、2020年農林業センサスの公表は2020年11月であり、適切な時期に提供できると考えている。

3 試行調査の結果を踏まえ、調査客体が適切に回答できるよう、設問の配置を見直しており、また、利活用の面からも十分なものとなっていると考えている。

(イ) 有機農業に取り組んでいる品目別作付（栽培）面積を把握する調査事項の追加

(論点_審査メモP29)

[1-(3)-エ-(イ)-1]

1 本調査事項の結果は、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。

1 有機農業の推進に関する基本的な方針（平成26年4月）では、有機農業の一層の拡大を図ることとし、おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積割合を倍増（0.4%→1.0%）させる目標を設定している。

2 現在、有機農業に取り組んでいる農業者の状況や取組面積、農家数や農家の状況、また、有機農業の取組が盛んな地域とそうでない地域といったことも把握できていない状況にある。

このため、有機農業に関する施策の推進に向けて、現在の状況を的確に把握し、基礎資料として活用する。

- 2 平成29年11月に実施した2020年農林業センサス試行調査においては、有機農業への品目別の取組の有無について把握・検証しているが、その結果はどのようになっているか。本調査事項では、試行調査では把握・検証していない、有機農業に取り組んでいる品目別の作付(栽培)面積を把握する理由・必要性は何か。把握可能性を、どのように判断したのか。
- 3 利活用等の観点からみて、改善の余地はないか。

1 2020年農林業センサス試行調査では、調査客体の84.3%が適切に回答し、残りの15.7%は客体が必ず回答すべき項目であったにもかかわらず未記入であったため、調査員や職員が補正を行った。

2 有機農業推進法に基づく、有機農業の推進に関する基本的な方針(平成26年4月)では、おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積シェアを1.0%とする目標を設定しており、この目標値の検証には、取組面積が必要であることから、品目別の作付(栽培)面積を把握する必要がある。

3 有機農業に取り組む農業者は営農意識も高く、栽培内容を面積で記入することは、これまでも行われており、把握の可能性に問題はないと判断している。

4 新たに有機農業に取り組もうとする者が相当数見込まれ、今後の需要の増加も見込まれる中、本調査事項は、有機農業に取り組む経営体がどのような品目でどれくらいの規模で取り組んでいるかなどの取組状況や普及状況を把握することに利活用される。またこれを把握する代替調査も存在しない。

よって、本調査事項は、利活用の観点からも必要かつ適切であり、改善の必要はないと考えている。

(ウ) 農業経営におけるデータの活用状況を把握する調査事項の追加

(論点_審査メモP29)

[1-(3)-エ-(ウ)-1]

1 本調査事項の結果は、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。

農畜産物の生産・経営等を行うためのデータの活用については、「未来投資戦略 2017」の KPI において、「2025 年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を实践」することが明記されている。このため、データを活用して農業を実施している経営体数を把握し、KPI の達成状況の基礎資料として活用することとしている。

(論点_審査メモP29)

[1-(3)-エ-(ウ)-2、3]

2 平成29年11月に実施した2020年農林業センサス試行調査においては、農業の生産・経営における ICT 機器によるデータの活用の有無について把握・検証しているが、その結果はどのようなになっているか。試行調査で検証したデータの活用状況に係る選択肢から、細分化する理由・必要性は何か。把握可能性を、どのように判断したのか。

3 利活用等の観点からみて、改善の余地はないか。

1 2020 年農林業センサス試行調査では、調査客体の 84.3%が適切に回答し、残りの 15.7%はほとんどが客体が必ず回答すべき項目であったにもかかわらず未記入であったため、調査員や職員が補正を行った。

2 農林業センサス研究会の委員から『例えば、天気予報を TV でなくスマホでみることをもって ICT 活用、すなわちスマート農業とするのは違和感があり、「簡易な活用」と「高度な活用」と分けるべき』とのご意見があったことを踏まえ、選択肢を細分化することとした。

スマホなどを用いて気象、市況などのデータを取得して経営に活用するような使い方もあれば、スマホなどを用いて生産履歴などのデータを取得・記録することや、センサーなどを用いてほ場環境などのデータを取得し、専用のアプリなどで分析することで、精密農業を展開するケースもある。そうしたデータ活用の実態をより正しく把握し、今後の施策の検討に活用することで、データを活用した農業の裾野を広げていく必要がある。

3 把握可能性については、各調査事項の定義を付けており、記入者に対して、明確になっており、問題ないと考えている。

4 多くの担い手が、今後、農業データ連携基盤を活用して、データに基づく付加価値や生産性の高い農業を実践することができるよう支援していくこととしている。本調査事項は、このような取組の進捗状況を把握するとともに、その分析結果を踏まえた施策の検討に活用するものであり、必要かつ適切であり、改善の必要はないと考える。

(参考) 効率的かつ効果的な農業経営を行うためのデータの活用の選択肢の定義

1 データを取得して活用

気象、市況などのデータを取得して活用すること。

具体的には、スマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて気象、市況、土壌状態、地図などのデータを取得し、農業の経営に活用することをいいます。

2 データの取得・記録して活用

生産履歴などのデータを取得・記録（記録のみの場合も含む。）して活用すること。

具体的には、スマートフォン、パソコン、タブレット、携帯電話などを用いて生産履歴、ほ場マップ情報、土壌診断情報などのデータを取得・記録し、農業の経営に活用することをいいます。

また、気象、市況、土壌状態、地図などのデータを記録する場合のみも含まれます。

3 データを取得・分析して活用

気温、土壌水分・養分量などのデータを取得・分析して活用すること。

具体的には、「データを取得して活用」や「データを取得・記録して活用」で把握したデータに加え、センサー、ドローン、カメラなどを用いて、気温、日照量、土壌水分・養分量、CO₂濃度などのほ場環境情報や、作物の大きさ、開花日、病気の発生などの生育状況といったデータを取得し、専用のアプリ、パソコンのソフトなどで分析して農業の経営に活用することをいいます。

(エ) 農業以外の業種からの資本金・出資金の提供状況を把握する調査事項の削除

(論点_審査メモP30)

[1-(3)-エ-(エ)-1]

1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか(2010年及び2015年の調査結果)。

農業以外の業種からの資本金・出資金の提供を受けた経営体の推移は、以下のとおり。

表 21 農業以外の業種から資本金・出資金の提供を受けている農業経営体の業種別経営体数の推移(農事組合法人及び会社)

単位：経営体

区 分	合 計 (農事組合法人 及び会社)	提供を受けて いない経営体 数	提供を受け ている 実経営体数	提 供 元 の 業 種 別						
				建設業・ 運輸業	飲 食 料 品 関 連 の		飲 食 料 品 関 連 以 外 の		医療・福祉・ 教育関連から	その他
					製造業・ サービ ス 業	卸 売・ 小 売 業	製造業	卸 売・ 小 売 業		
2010 年 (H22 年)	17,033	15,869	1,164	275	222	162	602
構成比 (%)	100.0	93.2	6.8	23.6	19.1	13.9	-	-	-	51.7
2015 年 (H27 年)	22,772	21,180	1,592	432	256	216	146	124	37	547
構成比 (%)	100.0	93.0	7.0	27.1	16.1	13.6	9.2	7.8	2.3	34.4
増減率 2015年/2010年 (%)	33.7	33.5	36.8	57.1	15.3	33.3	-	-	-	△ 9.1

資料：農林水産省「農林業センサス」より

- 2 本調査事項から得られたデータは、具体的にどのような行政施策等に利活用されていたのか。
- 3 これまでの調査結果及び利活用状況を踏まえ、削除しても支障等は生じないか。

本調査事項は、農商工連携の進展や農地法の改正（平成21年12月15日施行）により、農業生産法人への出資に係る要件が緩和される中であって、異業種からの農業への参入状況を明らかにすることを目的に設定しており、これら施策の基礎資料として活用していた。

しかしながら、農事組合法人及び会社に限定した調査事項であることから、農業経営体全体に対する出現率は0.1%程度（1,592/1,377,266経営体）と、140万客体を調査対象とする本調査としては非効率なものとなっていた。

他方、経済センサスでは、農業経営を行う法人経営体も調査対象として実施しており、他産業を行う農業法人の抽出集計が可能である。これにより、異業種の法人が農業へ参入している状況を捉えることが可能となっている。

さらに、次期センサスから法人番号を調査事項に追加しており、法人番号により農林業センサスと経済センサスの調査票情報をリンケージした組み換え集計も可能となる。

したがって、異業種からの農業への参入状況は、今後、経済センサスを活用（農林業センサスとのリンケージを含む。）した統計作成に切り替えていくこととし、本調査事項を削除しても支障はないと見込んでいる。

(参考)

平成24年経済センサス活動調査と2015年農林業センサスのリンケージの結果、経済センサス活動調査の調査対象で、かつ、農林業センサスの調査対象として確認できた事業所（法人）は、16,352事業所であった。

このうち、農業・林業以外の調査票が配布された事業所が全体の1割程度である。

(オ) 環境への負担を軽減した農産物の栽培状況を把握する調査事項の削除

(論点_審査メモP30)

[1-(3)-エ-(オ)-1]

1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか(2005年、2010年及び2015年の調査結果)。

環境への負担を軽減した農作物を栽培した経営体数の推移は、以下のとおり。

表 22 環境保全型農業に取り組んでいる経営体の取組形態別経営体数の推移

単位：経営体

区 分	農業 経営体数	環境保全型 農業に取り 組んでいる 実経営体数	化学肥料の低 減の取組をし ている	農業の低減の 取組をしてい る	堆肥による土 作りをしてい る
2005年 (H17年)	2,009,380	931,193	575,625	731,606	583,910
構成比 (%)	100.0	46.3	28.6	36.4	29.1
2010年 (H22年)	1,679,084	828,753	585,101	671,637	465,114
構成比 (%)	100.0	49.4	34.8	40.0	27.7
2015年 (H27年)	1,377,266	466,460	284,229	361,918	219,543
構成比 (%)	100.0	33.9	20.6	26.3	15.9
増減率					
2010年/2005年 (%)	△ 16.4	△ 11.0	1.6	△ 8.2	△ 20.3
2015年/2010年 (%)	△ 18.0	△ 43.7	△ 51.4	△ 46.1	△ 52.8

資料：農林水産省「農林業センサス」より

(論点_審査メモP30)

[1-(3)-エ-(オ)-2]

2 本調査事項から得られたデータは、具体的にどのような行政施策等に利活用されていたのか。

「環境への負担を軽減した農作物の栽培」については、多面的機能の評価に資する基礎資料として活用されてきたほか、持続農業法(平成11年法律第110号)第8条に基づくエコファーマー認定制度の普及・推進に関する資料として活用されていた。

3 エコファーマーの認定状況や環境保全型農業直接支払交付金の実施状況から把握される結果と本調査事項による結果は、整合的なものとなっているか。また、エコファーマーの認定状況等に係る結果については、一般に公表されているのか、未公表となっている場合、統計利用者への利便性等の観点から、公表する必要はないか。

- 1 エコファーマーは、①化学肥料の低減、②農薬の低減、③堆肥による土作りの3技術をすべてに取り組むことが必要である。このため、本調査事項では、これら3技術のいずれか一つでも取り組む農業経営体をすべて把握し、エコファーマー育成の母体となる集団を把握し、エコファーマー認定制度の普及・推進に活用してきた。(図12参照。)
- 2 したがって、エコファーマーの認定数は、本調査結果のうち数となる。また、制度の浸透とともに本調査結果に占める割合も増加してきたという意味では、両者の結果は整合性が図られている。(図13参照。)

図12 本調査とエコファーマーの概念図

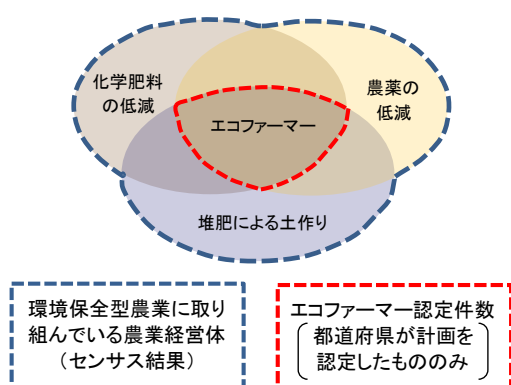
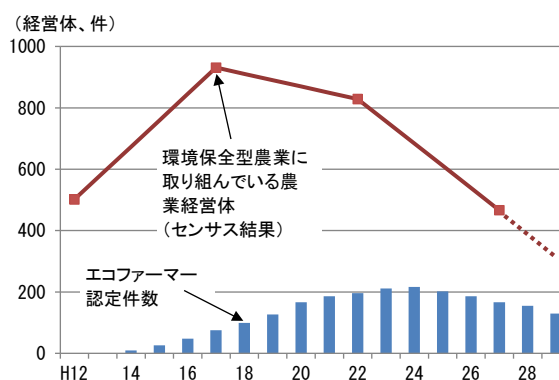


図13 本調査結果とエコファーマー認定件数



- 3 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況は、対象が取組を行う組織であるため、経営体を単位とする本調査結果との数字的な整合性があるものではない。
- 4 エコファーマーの認定件数は、平成13年から毎年3月末日現在のデータが都道府県別に、また、環境保全型農業直接支払交付金の実施状況は、平成23年度から毎年度の取組件数、取組面積を都道府県別に公表している。

4 これまでの調査結果及び利活用状況を踏まえ、削除しても支障等は生じないか。

エコファーマーの認定件数は、制度の浸透と共に増加したが、近年では、一歩進んだ有機農業への発展などから減少傾向にあり、エコファーマー育成の母体となる集団を把握する本調査の必要性は低下しており、環境保全施策自体の実施状況は行政資料で確認されていることから、削除による行政上の支障はないと見込んでいる。

オ 環境変化を踏まえた農業生産関連事業に関するよりの確な把握（個人経営・団体経営共通）
 （論点_審査メモP32） [1-(3)-オ-1]

1 本調査事項について、データ面での経年変化はどうなっているか（2005年、2010年及び2015年の調査結果）。このうち、「小売業」及び「再生可能エネルギー発電」を含む「その他」の割合は、どのようになっているか。

農業生産関連事業の推移は、以下のとおり。

表 23 農業生産関連事業種類別経営体数の推移

単位：経営体

区 分	計	農業生産 関連事業 を行って いない	農業生産 関連事業を行 っている 実経営体数	事 業 種 類 別			
				農 産 物 の 加 工	消 費 者 に 直 接 販 売	貸 農 園 ・ 体 験 農 園 等	観 光 農 園
2005 年（H17 年）	2,009,380	1,655,999	353,381	23,913	331,347	4,023	7,579
構成比（％）	—	—	100.0	6.8	93.8	1.1	2.1
2010 年（H22 年）	1,679,084	1,327,590	351,494	34,172	329,122	5,840	8,768
構成比（％）	—	—	100.0	9.7	93.6	1.7	2.5
2015 年（H27 年）	1,377,266	1,126,193	251,073	25,068	236,655	3,723	6,597
構成比（％）	—	—	100.0	10.0	94.3	1.5	2.6
増減率							
2010年／2005年（％）	△ 16.4	△ 19.8	△ 0.5	42.9	△ 0.7	45.2	15.7
2015年／2010年（％）	△ 18.0	△ 15.2	△ 28.6	△ 26.6	△ 28.1	△ 36.3	△ 24.8

区 分	事 業 種 類 別（つづき）			
	農 家 民 宿	農 家 レ ス ト ラ ン	海 外 へ の 輸 出	そ の 他
2005 年（H17 年）	1,492	826	…	12,329
構成比（％）	0.4	0.2	—	3.5
2010 年（H22 年）	2,006	1,248	445	3,215
構成比（％）	0.6	0.4	0.1	0.9
2015 年（H27 年）	1,750	1,304	576	1,836
構成比（％）	0.7	0.5	0.2	0.7
増減率				
2010年／2005年（％）	34.5	51.1	—	△ 73.9
2015年／2010年（％）	△ 12.8	4.5	29.4	△ 42.9

資料：農林水産省「農林業センサス」より

- 2 本調査事項の選択肢から得られたデータは、具体的にどのような行政施策等に利活用されていたのか。今回の選択肢は、どのような利活用が見込まれているのか。
- 3 データ面での経年変化及び利活用の状況を踏まえ、追加する選択肢に改善の余地はないか。

- 1 農業生産関連事業の調査事項については、農林水産業・地域の活力創造プランにおける6次産業化戦略に沿った取組状況を把握する資料として活用されている。
また、当省で別途実施している6次産業化総合調査（一般統計調査）の母集団情報として活用されてきた。
- 2 今回から、小売業、再生可能エネルギー発電を追加しているが、農林水産物の付加価値向上を図るために取り組む6次産業化の中にこれらも含まれ、様々な施策が推進されることから、それらの施策の企画・立案等のための基礎資料として活用される。
- 3 「小売業」及び「再生可能エネルギー」が含まれている「その他」については、2015年農林業センサスでは1,836経営体と全体に占める割合は低いものの、6次産業化においては、再生可能エネルギーや直接販売に関する取組も推進している状況であり、選択肢の追加は必要かつ適切であり、改善の必要はないと考えている。

カ 林業経営のよりの確な把握（個人経営・団体経営共通）

（ア）林産物の種類別の販売金額割合を把握する調査事項の追加

（論点_審査メモP34）

[1-(3)-カー(ア)-1]

1 これまでの調査事項から得られたデータは、具体的にどのような行政施策等に利活用されていたのか。また、この利活用において、どのような支障・問題等が生じていたのか。

1 過去1年間に販売した林産物の種類については、保有山林のある林業経営体がどのような種類の林産物を販売して林業収入を得ているのかを把握し、緑の雇用事業といった林業の担い手に関する施策や特用林産物の消費拡大による山村振興の施策等の検討を行うために必要な基礎資料として活用されてきた。

2 保有山林のある林業経営体には、主として木材生産を行う林業経営体と主として特用林産物等の販売を行う林業経営体に分けることができる。それぞれは就業構造や販売収入など経営内容が大きく異なっている。

3 例えば、林業の担い手に関する施策の対象は、主として木材生産を行う林業経営体である。

4 これまで、主として木材生産を行う林業経営体を把握できず、施策対象と合致した林業経営体の実態を分析することができなかった。

したがって、より実態を反映した分析資料で施策の検討等を行うことができなかった。

（論点_審査メモP34）

[1-(3)-カー(ア)-2、3]

2 本調査事項については、見直しにより、具体的にどのような利活用・効果が見込まれているのか。

3 利活用の観点からみて、改善の余地はないか。

1 本調査事項については、過去1年間に販売した林産物の種類ごとの合計金額に占める割合を把握できるよう見直しを行う。

2 これにより、緑の雇用事業といった林業の担い手に関する施策の対象である主として木材生産を行う林業経営体を把握することができる。

3 施策対象と合致した林業経営体の実態を分析することができ、より実態を反映した分析資料で林業の担い手に関する施策の検討等が行われることが見込まれる。

4 また、主として特用林産物等の販売を行う林業経営体の実態も把握でき、特用林産物の消費拡大による山村振興の施策に必要なデータとしても提供可能となることから、利活用の観点からみても、本調査事項は必要かつ適切なものとなっていると考えている。

(イ) 林業作業の受託料金収入割合を把握する調査事項の追加

(論点_審査メモP34)

[1-(3)-カ-(イ)-1、2]

- | |
|--|
| 1 本調査事項については、具体的に <u>どのような利活用が見込まれているのか。</u> |
| 2 利活用の観点からみて、 <u>改善の余地はないか。</u> |

- 1 「未来投資戦略 2017」において、林業の成長産業化の実現と森林の適切な管理のため、森林の管理経営を意欲のある接続的な林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の管理を市町村が行う新たな仕組みを検討することとされた。
- 2 こうしたことから、今後、林業施策の検討を行っていく上では、林業経営体における林業作業の受託の状況を詳細に把握する必要がある。
- 3 林業作業の受託には、事業内容によって就業構造が大きく異なる場合がある。このため、今回から林業作業の受託料金収入の合計に占める割合を事業内容ごとに把握することとした。
- 4 これを受け、林業作業の受託における主たる事業内容ごとのデータが充実し、より実態を反映した基礎資料として林業施策の検討に利活用が見込まれる。
- 5 本調査事項については、林業作業の受託料金収入の面から主たる事業内容が捉えられ、今後の林業施策の検討のための基礎資料を提供することができるため、利活用の観点からみると、必要かつ適切なものとなっていると考えている。

。

キ その他、本調査を取り巻く環境変化に対応した調査事項の見直し（団体経営）

（ア）法人番号欄の追加

（論点_審査メモP36）

[1-(3)-キー (ア)]

・把握した法人番号を活用して、どのような提供情報の充実に図る計画なのか。

- 1 農林業センサスで把握した法人番号については、事業所母集団ベースへの登録を行うこととしている。
- 2 今後は、経済センサス等の事業書・企業を対象とした統計調査において法人番号が把握され、各種統計調査結果を法人番号でリンクできる環境が整ってくると想定される。
このような環境が整った段階で、農林業センサスと他の統計調査のリンクにより、より有益な統計の作成・提供について検討していく。

(イ) 牧草栽培による家畜の預託事業の実施状況等に関する調査事項の削除

(論点_審査メモP36)

[1-(3)-キー(イ)-1]

1 本調査事項から得られたデータは、これまで行政施策等において具体的にどのように活用されていたのか。削除しても支障等は生じないか。

1 牧草地経営体については、1970年から農家以外の農業事業体調査において把握してきており、草地造成整備事業等の推進の基礎資料として活用されてきた。

2 本項目は、2000年農林業センサスまで実施していた農家以外の農業事業体調査で把握していた経営目的区分の1つである牧草地経営体に関するデータの連続性を確保する目的で設定していたものである。

具体的には、2000年及び2005年農林業センサスでは、牧草地経営体が預託牧場である場合には受託した戸数と頭数を、共同利用採草・放牧場である場合には参加世帯数を調査事項としていたが、2010年農林業センサス以降はこれらの把握をとりやめ、預託牧場もしくは共同利用採草・放牧場を営んでいるかのみを調査事項として把握した。

図14 農家以外の農業事業体調査票（2000年）及び農林業経営体調査票（2005年）

牧草地経営体である場合のみ記入してください。

3 受託した戸数と頭数を記入してください。(預託牧場である場合のみ記入してください)

	戸数	戸	頭数	頭
乳用牛	757		758	
肉用牛	759		760	

4 参加世帯数を記入してください。(共同利用採草・放牧場である場合のみ記入してください)

戸数	戸
761	

注：2000年農林業センサスでは、預託牧場の戸数と頭数の把握について、さらに夏期育成と周年育成に分けて行っていた。



農林業経営体調査票（2010年及び2015年）

2 牧草を栽培することにより、家畜の預託事業を営んでいますか。該当するものに記入してください。

営んでいる		0
営んでいない	102	0

注：預託料をとって牛馬を預かり、放牧している牧場で、地方公共団体や農協などが経営しているのが一般的で、夏期だけのものや周年のものが該当します。

3 共同で牧草を栽培し、共同で採草、放牧に利用していますか。該当するものに記入してください。

している		0
していない	103	0

注：集落や数戸の農家が共同で牧草を栽培し、かつ共同で採草、放牧に利用していて、各戸に割地されていない場合が該当します。

2 行政部局でも施策の対象である公共牧場や放牧地のデータを毎年都道府県別に把握して公表しており、本調査事項の行政上の利活用も低下していることから、削除しても支障がないと見込んでいる。

表 24 公共牧場数、利用頭数及び牧草地面積等の推移

	昭45	55	平2	7	17	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
牧場数	914	1,179	1,146	1,053	915	883	862	842	833	816	761	735	736	724	723
利用頭数(千頭)(7月1日時点)	113	213	214	187	165	147	145	143	146	141	129	133	133	134	129
乳用牛	69	129	119	120	104	89	83	85	94	94	90	91	91	90	87
肉用牛	43	84	95	67	61	57	62	59	52	47	39	42	42	44	42
牧草地面積(千ha)	48	97	108	110	102	95	92	90	91	91	81	85	86	85	84
野草地面積(千ha)	46	61	69	35	42	39	38	38	37	41	31	36	37	36	36
利用頭数(頭)(7月1日時点)	123	181	187	178	180	166	168	170	176	173	169	181	181	185	178
牧草地面積(ha)	52	83	94	104	111	107	106	107	109	111	106	116	117	117	116
1ha当たり頭数(頭)	2.35	2.19	1.98	1.70	1.62	1.54	1.58	1.59	1.62	1.56	1.60	1.57	1.55	1.58	1.54

注1: 牧場数は、稼働している公共牧場の数であり、休止または廃止している牧場は含まない。
 注2: 牧草地面積は、採草地や放牧地等の実面積であり、飼料畑面積は含まない。野草地面積は、放牧等に供した野草地及び林地の合計面積。
 注3: 平成12年度までは都道府県の認定した公共牧場のデータのみを集計。14年度より調査手法を変更。
 注4: 熊本県については、平成28年の熊本地震の影響により同県内の実態調査が実施できなかったことから平成27年度実態調査のデータを使用している。

資料：農林水産省「公共牧場・放牧をめぐる情勢（平成29年12月）」

表 25 放牧戸数（平成28年）

放牧戸数(平成28年)

(単位: 戸、%)

区 分		乳用牛 (酪農)	肉用牛 (繁殖)
全国	飼養農家戸数	17,000	44,300
	経営内放牧	2,645 (15.6)	3,970(9.0)
	公共牧場利用	5,694 (33.5)	4,198(9.5)
北海道	飼養農家戸数	6,490	2,200
	経営内放牧	2,462 (37.9)	662(30.1)
	公共牧場利用	3,212 (49.5)	544(24.7)
都府県	飼養農家戸数	10,482	42,141
	経営内放牧	183 (1.7)	3,308(7.8)
	公共牧場利用	2,482 (23.7)	3,654(8.7)

資料: 経営内放牧は飼料課調べ、公共牧場利用は一般社団法人日本草地畜産種子協会調べ、飼養農家戸数は畜産統計(平成28年2月1日現在)
 注1: 経営内放牧と公共牧場利用は、重複している可能性がある
 注2: 肉用牛の飼養農家戸数は、子取り用の繁殖雌牛飼養戸数

資料：農林水産省「公共牧場・放牧をめぐる情勢（平成29年12月）」

2 本調査項目と同様の状況から、継続的に把握する必要性が乏しくなった調査事項は、他にないのか。

- 1 今回の見直しにおける調査項目の統合・廃止については、「2020年農林業センサス調査票新旧対照表(案)」に整理している。この検討に当たっては、すべての調査項目の現時点での行政施策上の利活用状況と代替可能な行政情報等の存在を確認してきている。
- 2 したがって、前回から継続している調査事項については、把握する必要性が乏しくなっているものはないと考えている。

